

令和2年第1回尾鷲市議会定例会会議録

令和2年3月3日（火曜日）

---

○議事日程（第1号）

令和2年3月3日（火）午前10時開会

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  |         | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2  |         | 会期の決定  |
| 日程第 3  | 発議第 1号  | 尾鷲市議会基本条例の一部改正について<br>(提案説明、質疑、討論、採決)                      |
| 日程第 4  | 議案第 1号  | 尾鷲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例<br>の制定について                         |
| 日程第 5  | 議案第 2号  | 尾鷲市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する<br>条例の制定について                       |
| 日程第 6  | 議案第 3号  | 尾鷲市監査委員条例の一部改正について   |
| 日程第 7  | 議案第 4号  | 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について                                  |
| 日程第 8  | 議案第 5号  | 市長の給与等に関する条例の特例を定める条例及び<br>教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正<br>について |
| 日程第 9  | 議案第 6号  | 職員の給与に関する条例の一部改正について                                       |
| 日程第 10 | 議案第 7号  | 尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す<br>る条例の一部改正について                    |
| 日程第 11 | 議案第 8号  | 尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補<br>償等に関する条例の一部改正について               |
| 日程第 12 | 議案第 9号  | 尾鷲市固定資産評価審査委員会条例の一部改正につ<br>いて                              |
| 日程第 13 | 議案第 10号 | 尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正に<br>ついて                             |
| 日程第 14 | 議案第 11号 | 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠<br>償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止につ<br>いて   |
| 日程第 15 | 議案第 12号 | 尾鷲市公共下水道事業特別会計条例の廃止について                                    |
| 日程第 16 | 議案第 13号 | 令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決について                                      |

- 日程第 17 議案第 14 号 令和 2 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 日程第 18 議案第 15 号 令和 2 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について
- 日程第 19 議案第 16 号 令和 2 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について
- 日程第 20 議案第 17 号 令和 2 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について
- 日程第 21 議案第 18 号 令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第 8 号）の議決について
- 日程第 22 議案第 19 号 令和元年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 23 議案第 20 号 令和元年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 24 議案第 21 号 令和元年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 25 議案第 22 号 令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 26 議案第 23 号 第 2 期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画について
- 日程第 27 議案第 24 号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について
- 日程第 28 議案第 25 号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 29 議案第 26 号 尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について
- 日程第 30 議案第 27 号 尾鷲市道路線の認定について
- 日程第 31 議案第 28 号 尾鷲市道路線の変更について  
（提案説明、審議留保）
- 日程第 32 議案第 29 号 尾鷲市公平委員会委員の選任について  
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 33 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について  
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程追加 発議第 2 号 市長に対する問責決議について  
（提案説明、質疑、討論、採決）

日程追加 発議第 3号 不適切な教育長の事務執行に関する問責決議について

(提案説明、質疑、討論、採決)

○出席議員（13名）

1 番 三 鬼 孝 之 議員	2 番 内 山 將 文 議員
3 番 奥 田 尚 佳 議員	4 番 楠 裕 次 議員
5 番 上 岡 雄 児 議員	6 番 三 鬼 和 昭 議員
7 番 村 田 幸 隆 議員	8 番 仲 明 議員
9 番 小 川 公 明 議員	10 番 南 靖 久 議員
11 番 高 村 泰 徳 議員	12 番 野 田 拓 雄 議員
13 番 濱 中 佳 芳 子 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
会計管理者兼会計課長	平 山 始 君
政策調整課長	三 鬼 望 君
政策調整課調整監	芝 山 有 朋 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	岩 本 功 君
防災危機管理課長	神 保 崇 君
税務課長	吉 沢 道 夫 君
市民サービス課長	宇 利 崇 君
福祉保健課長	内 山 洋 輔 君
環境課長	竹 平 専 作 君
商工観光課長	大 和 勝 浩 君
水産農林課長	内 山 真 杉 君
建設課長	高 柳 伸 浩 君

水道部長  
尾鷲総合病院事務長  
尾鷲総合病院総務課長  
教育長  
教育委員会教育総務課長  
教育委員会生涯学習課長  
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監  
監査委員  
監査委員事務局長

尾上廣宣君  
河合良之君  
佐野憲司君  
出口隆久君  
山口修史君  
野地敬史君  
大川太君  
福本和行君  
仲浩紀君

○議会事務局職員出席者

事務局長  
事務局次長兼議事・調査係長  
議事・調査係書記

高芝豊  
北村英之  
相賀智恵

〔開会 午前 9時59分〕

議長（濱中佳芳子議員） おはようございます。

これより、令和2年第1回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、令和2年第1回定例会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

現在、本市におきましては、全国規模での蔓延が危惧されております新型コロナウイルス感染症の対策として、庁内に対策本部を設置し、市民の皆様に対し、注意喚起、予防策の周知に努めているところであります。急速な感染拡大を抑制し、流行を早期に終息させたさせるために、集団から集団への感染を防ぐ対策として、小中学校の休校措置、本市が主催するイベント等の開催を自粛するといった対応を行っておりますので、市民の皆様には御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会には、議案第1号「尾鷲市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」をはじめとする議案29件と諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を提出させていただきます。何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、本定例会の開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（濱中佳芳子議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、5番、上岡雄児議員、6番、三鬼和昭議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から3月25日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月25日までの23日間と決定いたしました。

次に、日程第3、発議第1号「尾鷲市議会基本条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたします。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(濱中佳芳子議員) ただいま議題の発議につきましては、尾鷲市議会基本条例第9条に定める議決事項のうち、第3号、子ども・子育て支援事業計画につきましては、子ども・子育て支援事業計画と母子保健計画は一体的に策定されるものであるため、子ども・子育て支援事業計画の次に母子保健計画を加える改正を行うものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

日程第3、発議第1号「尾鷲市議会基本条例の一部改正について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(濱中佳芳子議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第1号「尾鷲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」から日程第31、議案第28号「尾鷲市道路線の変更について」までの計28議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました28議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、令和2年度当初予算を含めた諸議案についての説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の深い御理解を賜りますとともに、今後の市政運営に対しまして格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本市では、第6次尾鷲市総合計画後期基本計画の下、おわせ人づくりを重点的な取組としながら、政策分野全般を横断し、人口減少、高齢社会等に対応した施策を総合的、一体的に進め、「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」の実現に向け、尽力しているところであります。

市民の皆様がふるさと尾鷲に誇りを持ち、自分たちのまちは自分たちで守るといった思い、そして、市民の皆様とともに、豊かなまち尾鷲をつくり上げていくといった活力ある気持ちを大切に、今後もしっかりと施策に取り組む所存であります。

一方で、総合計画の下、課題に対し、あらゆる施策を展開し、果敢に取り組んでいるところでありますが、現計画期間も2年余りとなってまいりました。

そこで、本市の新たな目指すべき将来都市像を掲げるため、新年度から令和4年度を始期とする第7次尾鷲市総合計画の策定に着手してまいります。加えて、新たな総合計画においては、将来のまちづくりの理念や目標、実現するための施策を新たに掲げることとなりますが、同時に、次期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定など、新たな総合計画を中心とした関連計画の策定を併せて進めてまいります。

現在、本市においては、緊縮財政政策の実行を余儀なくされているところであり、課題は山積していることから、より一層効率的、効果的な行政運営が求められております。

このことから、新たな総合計画、そして、関連計画の策定に全力で取り組む必要がありますが、現在の全ての施策について、昨年度から推し進めております職員の働き方のキーワードである「SAT、すなわち、スピード感を持って、アグレッシブ 積極果敢に、タイム、時間軸を持って取り組む」を継続し、課題に対し、全庁一丸となって邁進していく所存でありますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、個々の案件につきまして、その取組を説明いたします。

まず、財政健全化の取組についてであります。

本市の財政状況は、少子高齢化、人口減少等の影響により、主な自主財源である市税収入が引き続き減少傾向にあり、また、普通交付税についても、令和3年度算定から国勢調査人口の減少による影響が見込まれることから、今後も厳しい状況が続くものと考えております。

昨年12月にお示しさせていただきました令和2年度以降5か年の財政収支見通しにおける各年度の収支差額と財政調整基金等の残高見通しに鑑みると、5年間で少なくとも5億円の収支改善が必要と判断しており、このことから、先般の行政常任委員会において説明させていただきました財政健全化計画に従い、私自身が先頭に立って、より一層の行財政改革を断行し、継続的に財政の健全化に取り組んでまいり所存であります。

次に、公共施設等総合管理計画策定の取組についてであります。

本計画につきましては、市が管理する全ての公共施設等の今後の維持管理、更新に関する総合的な方針を示すものであり、普通会計、病院、水道事業会計を合わせた195施設、延べ床面積にしますと13万1,911.2平方メートルの公共施設及び道路や水道管などのインフラ資産について、現況と課題、今後の維持管理、更新等を行っていく上での基本的な方針を取りまとめたものであります。

この総合管理計画を基本として、令和2年度より、各公共施設等について個別管理計画の策定に着手し、長期的視点を持って、更新や統廃合、あるいは長寿命化対策などを計画的に行うことで財政負担を軽減、平準化し、将来にわたって持続可能な行政サービスを提供できるよう努めてまいります。

次に、遊休市有財産の処分についてであります。

このことにつきましては、庁内で組織する市有財産処理委員会において検討した結果、売却見込みのある市有財産16件につきまして、市広報及びホームページにて情報発信し、お問合せ等を頂いた物件について必要経費を予算化し、公売していくという方針の下、順次手続を進めており、昨日、旧第三・第四保育園敷地における入札を実施したところであります。

今後につきましても、情報発信の結果、お問合せの多かった新田市営住宅敷地の測量作業を進めているところであり、令和2年度において、この新田市営住宅敷地及び旧野地乳児保育園敷地について不動産鑑定を行い、公売に向けて進めていく予定であります。

また、尾鷲中央駐車場につきましては、先月より、広報及びホームページにお



いて売却予定についての情報発信を行っており、購入等のお問合せの状況を判断した上で、同様に公売に向け進めていきたいと考えております。

その他の物件につきましても、さらに情報発信に努め、歳入の確保につながるよう努めてまいります。

次に、おわせS E Aモデル構想の推進についてであります。

現在、おわせS E Aモデル協議会におきましては、広大な発電所跡地の活用について、尾鷲の再生を担う重要な位置づけとし、ランドデザインのコンセプトの下、地産地消エネルギーによる産業の振興と雇用の創出、また、自然豊かな尾鷲の魅力を生かしての集客、交流人口の増加に向け取り組んでいるところであります。

協議会におけるS、E、Aのそれぞれのプロジェクトにおきましては、事業の実現に向け鋭意検討を進めておりますが、中でも、本市がプロジェクトリーダーとなるS部門におきましては、発電所跡地を集客交流の拠点とするため、本市の持つ海、山、川といった豊かな自然、熊野古道をはじめとする観光資源を有意義に活用することとし、検討を進めているところであり、親子3世代で楽しむことができる場づくりを市民の皆様とともに目指したいと考えているところであります。

現在、プロジェクトSにおきましては、釣り栈橋、アクティビティ、宿泊関連事業といった短期・長期滞在型事業を中心に具体的な検討を進めているところであり、飲食、物販等の事業性評価を行いながら、本年9月をめどに基本計画の作成を進めてまいります。

一方で、おわせS E Aモデル構想によって、発電所跡地を含む尾鷲港全体を取り巻く環境や役割が大きく変わろうとしており、県が策定している現在の港湾計画に大きく関わってまいります。このことから、国、県、関係団体とも連携しながら、県策定の港湾計画の変更に必要な本市の長期的な構想である尾鷲市港まちづくりビジョンの作成を進めてまいります。

次に、防災対策についてであります。

南海トラフ巨大地震が、今後30年以内に70%から80%の確率で発生すると予想されている中、突発的に発生する地震、津波への備えを進めているところでありますが、これに加えて、半割れと言われる場合の対応が求められてきております。南海トラフの、おおむね紀伊半島より東側、もしくは西側で大規模地震が発生した状態を半割れと呼び、この状態となった場合、その後、7日以内に反

対側の震源域で大規模地震の発生する危険性が非常に高まることが明らかになっております。

本地域での半割れの状態となった場合、国から発表される南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を受け、事前避難対象地域に対し、避難指示（緊急）を発令し、後発の地震、津波に備える対策を実施するとされたことから、本市の地域防災計画の修正を行ったところであります。

今後は、南海トラフ地震臨時情報の意味を備えるべき対策について、広報おわせやエリアワンセグ、防災講話等を通じ、広く周知を図ってまいります。

次に、避難所における対策として、尾鷲市避難所運営マニュアルに基づき、住民主導による検討を重ね、尾鷲市福祉保健センター、賀田小学校及び賀田区避難所の運営マニュアルを作成いたしました。

しかしながら、現在のマニュアル整備進捗具合から、全避難所の整備には相当の期間が見込まれ、マニュアル未整備の状況で、南海トラフ巨大地震が発生した場合の避難所運営に懸念が生じております。

このことから、各施設管理者とレイアウト等について協議し、一定程度の効果が期待できる暫定版の各避難所運営マニュアルの作成を進め、令和2年度中の全避難所への整備を目指すとともに、暫定版の各避難所運営マニュアルをより地域に即したマニュアルとなるよう、地域住民による検討を促進してまいります。

また、避難所における通信手段の確保を目的とした特設公衆電話の事前設置を進めており、コミュニティーセンターや各小学校など、主な避難所27施設への整備を令和2年度中に終えたいと考えております。これは、南海トラフ地震、津波などの大規模災害の発生時に備え、避難所へ特設公衆電話を事前に設置しておき、避難所開設後、すぐに電話を利用できるようにしておくもので、被災者の安否の確認などに大きく寄与するものであります。

次に、防災情報や行政情報を迅速にお伝えするための防災行政無線につきましては、電波法の改正により、アナログ式の防災行政無線が使用できなくなることから、防災行政無線デジタル化整備工事を令和3年3月までを工期として実施しております。津波浸水域を考慮した拡声局の配置や使用可能な設備の再利用等の整備方針に基づき整備しており、工事期間中においても防災行政無線放送が間断なく安定的に行えるよう進めてまいります。

いずれにいたしましても、市民の皆様一人一人の自然災害の危険性の認識と、それに対する備えを心がけることが本市の防災力、減災力の根幹となると確信し

ておりますので、引き続き様々な防災対策を推進してまいります。

次に、本庁舎の耐震改修工事につきましては、昨年9月26日の本契約締結後、毎月の打合せを重ね、今月から電気及び通信関係の迂回移設工事を皮切りに、来月中旬をめどに地下から順番に着手する予定であります。耐震改修工事に当たっては、通常業務を続けながらの工事となっていることから、来庁者の皆様に御迷惑をおかけすることのないよう、安全対策を第一として進めてまいります。

そして、令和3年3月に工事が完了した後は、尾鷲ヒノキを耐震補強工法に積極的に活用した地域のシンボリックな本庁舎として、市民の皆様をお迎えしたいと考えております。

なお、工事スケジュールの詳細につきましては、本定例会における行政常任委員会にて説明させていただきます。

次に、感染症対策についてであります。

昨年12月に中国武漢市において初めて報告された新型コロナウイルス感染症につきましては、本年1月16日に国内第1例目が報告され、その後、1月30日には、政府が新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、県においては、1月30日に武漢市に滞在歴のある方が県内1例目と確認され、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されました。このような状況から、本市におきましては、翌日の1月31日から、市ホームページ及びエリアワンセグにより、リアルタイムできめ細かい注意喚起や予防策の周知を行うとともに、本庁、福祉保健センター、中央公民館、各コミュニティーセンター等の公共施設に消毒液、マスク、注意喚起ポスターを設置し、感染対策を講じてまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染症は、終息の気配が見える国内の複数地域で感染経路が明らかではない患者が発生していることから、先月21日に尾鷲市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染予防の周知と感染が疑われたときの受診方法等について協議を行ってまいりました。

先月25日には、厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が公表されたことを受け、翌26日に第2回尾鷲市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、国が示した基本方針等に基づき、感染予防及び感染拡大防止対策について協議を行ったところでございます。

今後、急速な感染拡大を抑制し、流行を早期に終息させるためには、集団から集団への感染を防ぐことが極めて重要であり、徹底した対策を講じるべきであるとの判断から、本市が主催するイベント等につきましては、今月31日まで開催

を自粛するとの決定をいたしましたので、市民の皆様には御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、母子保健についてであります。

本市では、子育て世代包括支援センターはっぴいを拠点に、母子手帳交付時より、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援を、保健、福祉、医療等と連携を図りながら進めております。出産後は、2か月頃までの母子を対象に全戸訪問し、産婦の体調回復への支援及び子育て支援に努めておりますが、新年度は、さらに初期段階からの母子への支援を強化するため、出産後2週間、1か月を目安にした産婦健康診断の実施により、母体の心身の回復や子育ての状況を把握し、医療機関と連携した支援の充実に努めてまいります。

また、地域で子育てを支援することを目的に子育てサポーターと連携し、産前産後の妊産婦や親子に寄り添うことができる居場所づくりに努めてまいります。

次に、高齢者保健福祉の推進についてであります。

本市の高齢者保健福祉計画の基本理念に掲げる「いきいきと元気に住み慣れた地域でずっと安心して暮らせるまちづくり」を実現するために、現在、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援の五つのサービスを一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めております。

人口の4割以上が高齢者である本市におきましては、一人暮らしの高齢者や認知症の方が増えつつある中、安心して暮らせる住まいの確保や医療や介護といった専門的なサービスだけではなく、スクエアステップやシルバー元気塾をはじめとする介護予防への取組やサロン活動など、地域における住民同士の助け合いの仕組みが重要となっております。

こうしたことから、昨年度より実施しております生活支援体制整備事業におきまして、本市と社会福祉協議会、地域住民が連携し、地域の実情や特性に合った支え合いの仕組みを広げる取組を進めております。

事業の取組の一つであります暮らしささえ合い塾では、生活支援コーディネーターが中心となり、住民を対象とした講座を開催し、地域課題や住民同士の支え合いに対する理解を深めることを通じて、担い手となる地域ボランティアを育成しております。

九鬼地区をはじめ、大滝地区や梶賀地区におきましては、生活支援コーディネーターのサポートの下、サロン活動や見守り訪問といった取組を住民が主体的に行っている地区もあり、こうした住民同士の互助の仕組みを広げていくことが、

地域包括ケアシステムを地域で支えようとする共生意識を高めることにつながっていくものと考えております。

今後も本市の地域包括ケアシステムを総合的なまちづくり政策の一環と捉え、推進してまいります。

一方、集落支援事業においては、九鬼、三木浦、三木里、梶賀の4地区において、ごみ出し支援や買物支援などの活動を行っており、今後も地域を支える仕組みづくりの一環として活動を充実させてまいります。

また、高齢者施策の指針となる尾鷲市高齢者保健福祉計画につきましては、令和2年度が3か年計画の最終年度となります。次期計画につきましては、紀北広域連合が策定する第8期介護保険事業計画と連携しながら、現計画の実績や課題を踏まえ、アンケート調査などを通じて市民の意向を反映するとともに、現在の高齢者福祉サービスの質を維持、向上させながら、新たな課題や多様化するニーズに対応できる仕組みづくりを目指し、策定に取り組んでまいります。

次に、障害者福祉の推進についてであります。

障害者支援施策の基本指針となる紀北地域障害者福祉計画及び尾鷲市障害福祉計画につきましては、令和2年度が3か年計画の最終年度となります。障害者総合支援法及び関係法令の改正や国等の協議事項を踏まえ、住み慣れた地域での生活が維持及び継続できるようサービスの確保、地域基盤の整備を行えるよう計画の見直しを行い、関係機関と協議、連携を図りながら取り組んでまいります。

次に、生活保障の確保についてであります。

生活保護制度に加え、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、引き続き尾鷲市社会福祉協議会と連携を図りながら、包括的な相談支援を行う自立相談支援事業、離職により住宅を失った場合に家賃相当額を一定期間支給する住宅確保給付金事業など、生活が困窮している方の自立促進を図るための生活困窮者支援に取り組んでまいります。

次に、子ども・子育て支援の推進についてであります。

核家族化や女性の社会進出による共働き世帯の増加、また、多様化する働き方により、子育て支援サービスの必要性が増してきており、一時預かり保育や地域子育て支援センター、ちびっこ広場などの子育て支援サービスの提供や保護者の状況や子供の発達段階に応じた教育・保育サービスの充実を図ってまいります。

一方、発達の気になる子供への支援として、市内の幼稚園、保育園において、県が開発した支援ツールであるチェック・リスト・イン三重と個別の指針計画を

活用した支援を行うとともに、保健、福祉、教育が連携して、幼稚園や保育園、小学校を巡回し、早期から成長過程においた途切れのない支援に取り組んでまいります。

また、新年度は、教育認定を受けた3歳児を保育園で受け入れる特別利用保育を実施し、地域の実情に応じた教育・保育サービスの提供に努めてまいります。

次に、尾鷲総合病院の維持、存続についてであります。

尾鷲総合病院は、地域の皆様の安心な暮らしを守るため、地域になくてはならない病院として維持、存続していかなければなりません。尾鷲総合病院を維持、存続していくには、東紀州地域の人口減少や少子高齢化などの進展に伴う地域の医療需要に沿った適切な医療提供体制を構築するとともに、経営の健全化を図っていく必要があります。

そうした中で、本年度は病院新改革プランの見直しを行っており、並行して健全化に向けた取組を進めてまいりました。この結果、現時点における本年度の経常収支の見込みは、昨年度の経常赤字から経常黒字に転換する見込みとなっております。令和2年度においても、病院新改革プランに掲げたD P C制度への参加や地域包括ケア病棟の病床稼働率の向上などの具体的な取組を引き続き着実に実行していくことにより経営改善を図り、東紀州地域の中核病院として、地域の皆様がいつでも安心して受診していただける病院づくりを目指してまいります。

次に、水産業・関連産業の振興についてであります。

本市で営まれる漁業は、沿岸、近海、遠洋漁業と多種にわたりますが、水産資源の状況悪化による生産量の減少に加え、消費者の魚離れなどによる魚価の低迷が続く中、漁業コストの高どまりなどにより、魚家経営は一層厳しさを増しております。

このような状況において、本市の水産振興施策につきましては、漁場保全、資源管理などにより漁業生産が維持され、漁業従事者の確保、育成や漁業所得の向上につながる取組を積極的に進めるとともに、魚食普及や「おわせの魚」の情報発信などに取り組むこととしております。

さらに、水産事業再生プロジェクトにおきましては、具体的な方向性などを示し、取組を進めているところであります。

これまで、漁業者が積極的に取り組んでいる高鮮度保持技術の実践拡大を支援し、旬の地魚のおいしさなどの定量化に取り組んでおります。また、副業、所得向上を目指した藻類・二枚貝養殖普及事業につきましては、区画漁業権の一部拡

大によって、新たな漁業者が生産に着手されております。漁業者の所得向上を受け、尾鷲の魚のおいしさや付加価値を高める工夫や情報発信などに取り組むとともに、生産性の向上や他地区での実践拡大に向け、技術的支援などを図ってまいります。

次に、漁業就業者対策につきましては、これまでに尾鷲市漁業体験教室の開催や就業支援フェアなどを活用した就業希望者への情報発信やアプローチを続けております。

また、早田漁師塾につきましては、漁村に密着し、漁業の現場や知識を体感、学べる機会を提供するための育成機関として、関係機関と行政が支援を行い、漁協と地区が主体となって運営を行っております。この取組は、昨年、水産庁が公表した水産白書において、新規漁業就業者の確保、育成に向け、地域と行政等が一体となった取組事例として取り上げられております。

今後も受入れから着業に至るまでの一連の過程において、漁業者、関係機関、地域の方々と一体となって取り組んでまいります。水産基盤整備事業としましては、古江漁協の尾鷲アクアステーションに隣接する養殖用作業施設用地におきまして、商工観光課と連携を図り、みえ尾鷲海洋深層水を利用した陸上養殖を目的とした企業の誘致を行い、業者の選定をしたところであります。

今後、この用地を利用した新たな陸上養殖が運営されることされることにより、古江漁協及び賀田湾地域での水産業の振興と地域の活性化を図ってまいります。

水産基盤ストックマネジメント事業におきましては、漁港施設の老朽化とともに、更新を必要とする施設が増加していることから、漁港施設機能保全計画に基づき、行野浦漁港の改修工事を行い、老朽化している施設の長寿化に取り組むことで、漁業活動の効率性向上を図ってまいります。

次に、農業・関連産業の振興についてであります。

本市の農業は、農家の高齢化や担い手不足などにより、依然として厳しい状況ではありますが、新たな農業者が増えてきており、本市の農業の発展に期待しているところであります。

このような中、新たな農業振興の手段として、天満地区において、地域おこし協力隊に、甘夏ミカン等の栽培から商品開発による6次産業化等に向けた活動や他の農業者との連携を図ることで農業者の収入増加と地区や農業の活性化につながるものと期待しております。

さらに、今後の遊休農地の解消や地区の活性化等につなげるため、次世代を担

う農業者となることを志している新規就農者に対し、就農意欲の喚起及び就農後の定着を図ることを目的とした農業次世代人材投資事業を継続実施してまいります。

また、引き続き急傾斜農地における営農活動、農地の保全や農道等の維持管理の取組を支援することを目的とした中山間地域等直接支払事業や、農業の持つ自然環境の保全や美しい風景の形成といった多面的機能を確保していくことを目的とした多面的機能支払事業を実施してまいります。

次に、農業基盤整備事業としましては、老朽化により機能低下している雨駄農業用水路の改良を行い、農業用水の安定的供給を達成するとともに、大雨などの緊急時の安全かつ容易な放水を確保してまいります。

次に、林業・関連産業の振興についてであります。

昨年、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を目的とした森林環境譲与税が創設されました。

このような中、本市といたしましては、森林所有者から所有森林の経営管理についての意向確認を進めており、管理が行われていない森林については、市が仲介役となり、森林所有者と意欲と能力のある林業経営者につなげてまいります。

今後は、この制度により林業経営が行われる森林が増加することで、地域経済の活性化につながるものと期待しております。

次に、尾鷲ヒノキ販路開発プロジェクトチームにおきましては、官民が一体となり営業活動することで、新たな販路拡大を目指し、本プロジェクトを推進しているところであります。

次に、市有林植付事業におきましては、日本農業遺産における保全計画に基づき、伝統的な尾鷲ヒノキ林業のモデル林等を整備していくことで、普及啓発に努めてまいります。また、急峻な地形と日本有数の多雨が生み出す尾鷲ヒノキ林業より産出された木材として、昨年12月にマーク商標が登録され、本年2月には、このマークを使用した尾鷲ヒノキの柱材等が市場へ初出荷されました。

今後につきましては、マーク商標の利用者を増やし、他地域との差別化や販路拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に、みえ森と緑の県民税市町交付金基本枠事業を活用した取組といたしましては、住民の安全安心な生活環境の構築を図るため、自治会や地区会などが事業主体となり、危険木を緊急に伐採する費用の一部を補助する人家裏等危険木伐採事業を引き続き実施してまいります。



また、新たに追加された連携枠事業におきましては、山腹崩壊の発生元となる部分や土壌浸食のおそれがある溪流沿いの森林において、下層植生等の発達を促す森林整備を実施し、流域防災機能の強化を図ってまいります。

次に、林道基盤整備事業としましては、市内にある林道橋において老朽化が進んでいることから、橋梁長寿命化計画を策定し、予防保全型の補修工事を実施しており、新年度には、林道口窄線及び林道矢ノ川線の橋梁老朽化に伴う修繕工事に着手してまいります。また、近年の大雨等による林道大根須賀利線においては、のり面の損傷が著しいことから、のり面改良工事を実施することで通行車両の安全を確保し、林業施行の効率化を図ってまいります。

次に、おわせ魅力発信についてであります。

おわせ魅力発信につきましては、これまでの観光事業再構築プロジェクトでの検討を踏まえて、ウォーキングやトレイル、カヤック、釣りなどのアクティビティや浦々や町なかの路地などに象徴されるまちの魅力、それを取り巻く食の魅力、また、15周年を迎えた世界遺産熊野古道により、一層の活用などを中心におわせ魅力発信の戦略的な情報発信の観点から踏まえた観光商品づくりを進めてまいりました。

新年度におきましては、これまでの成果を上げることができたものをより推進していくこととし、中でも本市の豊かな自然環境を生かした自然体験アクティビティは、今後の観光事業活性化にも大きな可能性を持つものと考え、体験プログラムの構築などに取り組んでまいります。

特に、昨年、宮之上小学校の児童が、民間企業、団体、三重大学等から支援を受けて取り組みました八鬼山市有林での自然体験プログラムにつきましては、公益財団法人安藤スポーツ・食文化振興財団から全国の学校等に推薦したい活動であるという推奨モデル特別賞に選ばれるなど大変高い評価を受け、今後、市内の小学生への体験はもとより、市外からの教育体験旅行等の誘致につなげることなど、関係者との協議を進めてまいります。

次に、海洋深層水事業についてであります。

みえ尾鷲海洋深層水事業につきましては、地域内での利用の促進のためにモニタリング事業や尾鷲伊塔ダキ市などでのPR活動を実施するとともに、県内事業者への売り込みや新規事業を予定している事業者へのアプローチを行うなど、市民だけでなく、県内外への積極的なPR事業を実施してまいりました。

このような事業推進に伴い、みえ尾鷲海洋深層水を利用した新商品の開発など

の新しい動きが生まれ、市内外へのPR効果が表れたものと考えております。

今後も市内外を問わず、より多くの方に御利用いただけるよう鋭意事業を進めてまいります。

次に、商工振興事業といたしましては、食の産業開発事業では、新商品の開発をはじめ、ふるさと納税の返礼品として、新しいアソート品をつくり込むなどの事業を実施したほか、物産展やスーパーマーケットなどでの対面販売の実施など、あらゆる手法により販路開発を行ってまいりました。

また、販路拡大の手だてとして、県内外の道の駅や高速道路のサービスエリア、パーキングエリアへの積極的な売り込みを実施いたしました。

このような中、新名神高速道路土山サービスエリアでの観光物産PRイベントの開催が今年29日に決定し、詳細な協議を実施してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を受け、参加者や関係者の健康安全を第一に考慮し、中止することとなりました。

なお、本事業に関しましては、開催日を改めて協議し、本市の観光物産のPRを実施するとともに、これらの実績を足がかりとして、さらなる販路拡大に向けた事業を進める一方で、インターネットでの販売促進に向けた事業を推進し、尾鷲観光物産協会などとも連携しながら、本市の商工振興を進めてまいります。

次に、観光業の振興についてであります。

本年度は、熊野古道世界遺産登録15周年を記念した世界遺産紀伊山地の霊場と参詣道と磐座信仰シンポジウムを開催し、約800名に御参加いただき、盛況のうちに終えることができました。本シンポジウムでは、熊野古道の価値を再認識するとともに、当地に残る名もなき聖地についての魅力を発信することができ、機運も高まったものと考えております。

また、年間主要行事であるおわせ港まつり、全国尾鷲節コンクール、おわせ海・山ツーデーウォーク、尾鷲磯釣り大会の各イベントにおいても集客交流に大きな成果が出たものと捉えております。

新年度は、おわせ港まつりが第70回、全国尾鷲節コンクールが第35回の周年大会となることから、さらなる集客拡大に向けた取組を、関係団体をはじめ、市民の皆様にも御協力を頂きながら、市内外の皆様楽しんでいただけるイベントの開催につなげてまいります。

次に、学校教育の充実についてであります。

本市における本年度の全国学力学習状況調査の結果ではありますが、小学校国語

科では、目的や意図に応じて自分の考えを明確にし、文章で表現すること、算数科では、文章から必要な数量を選び立式すること、また、中学校国語科では、相手に分かりやすく伝わる表現について考えること、数学科では、問題解決の方法を数学的に説明すること、英語科では、まとまりのある英語を聞いて、話の概要を理解することなどが課題として上げられております。これらの課題解決のために、三重県教育委員会教育支援事務所の協力を得ながら、日々の授業実践の改善や算数科での習熟度別学習なども取り入れ、一人一人の課題に応じた指導方法や教材の工夫などについて取組を進めてまいりました。本年1月22日は小学校4、5年生で、三重県教育委員会スタディーチェックが実施され、その結果を見ると、算数科ではこれまでよりも成績が上がり、取組の成果が見られました。

今後も子供たちの学力向上を目指し、様々な取組を進めてまいります。また、新年度より小学校では、社会に開かれた教育課程の実現を目指した新学習指導要領の本格実施が始まります。3、4年生での外国語活動や5、6年生では教科としての外国語、その他にもプログラミング教育などを導入されますが、移行期間中の準備も含め、各校での取組状況を把握しながら、効果的な実践が進められるよう努めてまいります。

次に、学校における教育環境の整備についてであります。

新年度から始まる新学習指導要領には、プログラミング教育が必須化されるなど、情報活用能力を言語能力等と同様、学習の基盤となる資質、能力と位置づけるとともに、学校においてICT環境を整え、それを適切に活用した学習活動の充実を図ることが明記されております。

このことから、本市におきましても、学校ICT環境を整える必要があることから、尾鷲市学校ICT環境整備計画に基づき、本年の8月末を目途に各学校に整備できるよう進めてまいります。ICT活用は、子供たちの学習への興味、関心を高め、分かりやすい授業や子供たちの論理的思考を育む上で効果的であり、確かな学力の育成に資するものであります。そのためには、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するための必要な環境を整えることが重要であり、これらを効果的に活用した学習環境づくりに努めてまいります。

次に、幼児教育の在り方についてであります。

尾鷲幼稚園での3年保育の実施につきましては、議会において陳情書が採択されたこと、また、6,358人の市民の皆様が署名されたことにつきましては、大変重く受け止めております。署名された多くの方々の思いにお応えすることが

できず、申し訳なく思っております。

先般、要請のありました尾鷲幼稚園PTAの皆様へは、現在、3年保育を希望されている方が極めて少人数であり、将来にわたっても多少の増減はあるものの、多くは見込めないことから、3年保育の実施はしないことと御回答申し上げました。併せて、近い将来、尾鷲幼稚園の存続そのものが危ぶまれる状況であることなどを勘案して、尾鷲幼稚園の在り方についても多くの議論を重ねて検討してまいりました。幼児の数そのものが減少傾向にあること、子育て期にある母親世代の就業率も高まる中、保育園希望者が多数であり、今後もその傾向は続くものと考えております。

こうした幼児数の予測と幼児教育の将来展望を同時に考え、検討していくことが今の尾鷲市にとって重要であると考えております。そして、幼児教育の重要性を十分に認識した上で、全ての子供たちがひとしく教育・保育を継続的に受けられるよう認定こども園の設置を考えました。

今後、認定こども園設置につきましては、保護者の皆様、議員の皆様、また、市民の皆様に御理解いただけるよう十分に説明させていただき、設置のめどが立った段階で、尾鷲幼稚園をどうしていくかは、議会において十分な議論をいただきたいと存じております。

尾鷲幼稚園の在り方につきましては、御意見や御質問を数多く頂戴しており、今後、様々な機会を捉えて説明申し上げ、本市の幼児教育をどうあるべきかを考えてまいります。何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、生涯教育の推進についてであります。

本市における生涯教育は、尾鷲の自然や歴史・文化、人材など、地域資源を活用しながら各種の生涯教育に関する情報提供や発表の場の提供を行っております。この考えを基軸として、社会教育団体活動支援や中央公民館を中心とした講座、サークル活動支援などの事業を展開しております。

また、県の補助金を活用し、次代を担う子供たちを対象として、放課後子ども教室いきいき尾鷲っ子において、地域の自然や文化に触れながら、様々な体験講座を開催することで、放課後等における子供たちの安全で健やかな居場所づくりと、子供たちが自ら考える力や豊かな心を育むことを支援してまいります。加えて、国の地方創生推進交付金を活用し、本市の自然や地域コミュニティの高さなどを生かした都市部にはない教育、学びの観点から、地域の子育て支援団体や人材サポーターの皆さんと連携しながら、関係各課協働で子育て世帯を対象とした

子育て支援イベント、子育てHAPPY DAYを継続して開催することで、本市における子育ての魅力を発信してまいります。

このように、国や県の事業も活用し、公民館、図書館、天文科学館、郷土室など、それぞれの分野の専門性を生かした事業を進めるとともに、関係機関、団体、サークル等とも連携を図りながら、生涯教育の充実を推進してまいります。

次に、生涯スポーツの推進についてであります。

尾鷲市スポーツ推進計画の基本理念である「だれもが楽しめるスポーツの振興～スポーツはみんなのもの やろらい尾鷲」に基づき、関係団体等と連携し、生涯スポーツの推進を図ってまいります。

来年に県で開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会については、本大会の尾鷲実行委員会において、各専門委員会で決定した基本計画を下に実施に向けて動き出すため、市職員を委員とする実施本部を立ち上げ、関係各課で連携を図りながら、効率的、効果的な業務運営を図ってまいります。

本市における国体の正式競技であるオープンウォータースイミングにつきましては、毎年夏に開催されるオープンウォータースイミング三重オープンの新年度の大会を国体に向けてのリハーサル大会と位置づけ、国体本番の円滑な開催準備、運営につなげてまいります。また、デモンストレーションスポーツにつきましては、気楽に楽しんでいただけるスポーツとして普及、推進を図るため、新年度に本大会に向けた準備大会を予定しております。

一方、本年はオリンピックイヤーでもあり、4月には、オリンピック聖火リレーにおいて、本市の2名の方が三重県実行委員会枠の聖火ランナーとして走られます。また、本年8月にはパラリンピック聖火への取組として、東紀州くろしお学園尾鷲分校と連携し、市内の障害者支援施設の御協力も頂きながら、採火イベントの実施に向けて計画を進めているところであります。

次に、獣害対策についてであります。

本市の獣害対策については、獣害パトロール員による活動や猟友会尾鷲支部の協力の下、捕獲による積極的な頭数管理を実施してきたことで被害報告の減少などが見られますが、耕作地の増加に伴い、新たな獣害柵が設置されたことなど、より被害を軽減するために獣害対策を継続する必要があります。

そのため、引き続き獣害パトロール員を雇用し、有害獣害への防除指導や被害多発地域での追い払い、緊急的な捕獲活動により即時に対応できる体制を継続してまいります。また、ニホンジカ、イノシシ及びニホンザルの捕獲に際し、国の

補助金及び尾鷲みどりの基金を活用した報奨金制度を継続し、引き続き猟友会尾鷲支部の協力の下、捕獲強化を行い、より農林業被害や生活環境被害などの軽減を図ることで粘り強い対策をしてまいります。

さらに、被害が多いため、追い払い活動などを検討している地区におきましては、専門家を招いた獣害対策研修会などを実施することで、行政と住民が連携した効果的な被害軽減対策を引き続き進めてまいります。

次に、都市基盤整備についてであります。

本市の都市計画につきましては、その将来像や土地利用、都市施設整備の方針などを取りまとめた尾鷲市都市マスタープランを平成22年に策定いたしました。その後、おおむね10年が経過し、本市を取り巻く社会情勢や都市環境に変化が生じていること、さらには、中部電力尾鷲三田火力発電所の跡地利用を含め、地域の活性化につながるまちづくりをより一層進める必要があることから、尾鷲市都市マスタープランの見直しを進めてまいります。

今後、上位計画である三重県都市計画区域マスタープランや現在進めておりますおわせSEAモデル構想の検討状況等も考慮しながら、具体的な見直し、作業に取り組んでまいります。

次に、主要な都市基盤整備事業についてであります。

東紀州地域の道路ネットワークの根幹となる近畿自動車道紀勢線につきましては、本年度に紀宝熊野道路の新規事業化や熊野道路の工事着手など、紀伊半島一周道路の実現に向けて着実に事業が進められているところですが、現在、本市において工事が進められている熊野尾鷲道路2期事業につきましても、本年1月25日に事業区間で最長の尾鷲第4トンネルの貫通式が挙行され、令和3年に開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会に先立っての開通目標に向けて、大きく弾みをつけるものと考えております。

当地域にとって、近畿自動車道紀勢線の整備は、大規模災害発生時の命の道としてだけでなく、経済や地域の活性化や高度医療施設との連携強化などの様々なストック効果が期待される所であり、本市といたしましても、この道路完成後のストック効果を最大限に活用できるよう取組を進め、地域の活性化に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、本市における重要な幹線道路の一つとして、県において整備が進められております都市計画道路、尾鷲港新田線整備事業についてであります。事業に伴う折橋墓地移転に関しましては、さきの行政常任委員会において説明をさせて

いただきましたとおり、当初計画していた移転予定地については、関係者の方々の意向等を考慮した結果、新たに小原野小谷地区を移転候補地として選定いたしました。今回の選定に際し、移転候補地としていた土地の所有者及び折橋墓地の墓石管理者の方々に対し、御心配と御迷惑をおかけしたことを踏まえ、今後、尾鷲港新田線が可能な限り早期に供用ができるよう、新たな移転候補地において、遅滞なく移転事業が進められるよう取り組んでまいります。

次に、空き家等及び空き地に関する対策についてであります。

本市におきましては、人口減少に伴い、空き家等及び空き地が増加しており、これらが管理不全な状態となることが問題となっております。このことから、空き家等及び空き地の所有者及び管理者に、自らの責務において周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理に努めることを認識していただく必要があります。

このことから、新年度より、尾鷲市空き家等及び空き地の適正管理に関する条例を施行するとともに、尾鷲市空き家等審議会を設立してまいります。審査会においては、空き家等対策特別措置法に定める特定空き家を認定するための基準を定めていくとともに、既に管理不全状態となっている空き家等及び空き地への対処方法について審議し、適正な管理状態につなげてまいります。

次に、広域ごみ処理の推進についてであります。

広域ごみ処理の推進につきましては、ごみ焼却施設を広域で整備することで、建設費用や維持管理費等の負担を軽減できることが関係市町における共通認識であり、昨年4月には、東紀州5市町一部事務組合設立準備会を設置し、関係市町と連携して、一部事務組合の設立に向けて検討を進めてまいりました。現在、建設予定地の選定については、発電所構内の定期点検用地と燃料基地用地に加え、燃料基地用地の丘陵地部分も含めて検討しているところであります。

今後、検討結果をお示しし、関係市町や議員の皆様の用地選定に対する御意見を踏まえた上で、一部事務組合設立準備会として、建設予定地を確定してまいりたいと考えております。

また、新たなごみ処理施設を早期に整備するためにも一部事務組合を令和2年中に設立したいと考えており、一部事務組合設立準備会において十分な調整協議を行いながら事業を進めてまいります。

次に、良好な生活環境の保全についてであります。

本市では、昨年12月に、災害の防止と生活環境の保全を目的とした尾鷲市土

砂等の埋立て等の規制に関する条例を公布し、本年4月1日より施行いたします。この条例の許可を要する要件は、1,000平方メートル以上と3,000平方メートル未満の土砂等の埋立て等を行う行為を対象としておりますが、三重県においては、3,000平方メートル以上の大規模な土砂等の埋立て等の行為を対象とした条例が本年4月1日から施行されます。

このことにより、条例施行後には、本市で行われる一定規模以上の埋立て等の行為における土砂等の安全性が事業開始前に確認することができ、埋立て等の行為中においても環境上の安全性を確認し、また、防災上においても一定の行動基準を設けることから、市民の安全安心で快適な暮らしが守られるものと考えております。

今後につきましては、条例の適正な運用に当たり、県からは技術的な支援を賜るとともに種々協議させていただきながら、近隣市町も含め連絡調整を密に連携し、監視や指導体制の充実を図ってまいります。

続きまして、今回の提案しております議案等について説明いたします。

議案書の表紙の次のページを御覧ください。

このページは、提出議案の目次となっております。

本定例会の提出案件は、議案第1号から諮問第1号までの30件としております。

議案の内訳といたしましては、条例の制定及び一部改正等が12件、予算関連が10件、その他が7件、諮問が1件であります。

それでは、各議案等について説明いたします。

1ページを御覧ください。

議案第1号「尾鷲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」につきましては、東紀州5市町で構成されている東紀州地域振興公社には、構成市町から職員を派遣していますが、同公社が本年4月1日から一般社団法人となることに伴い、引き続き職員派遣ができるよう条例を整備するものであります。

次に、5ページを御覧ください。

議案第2号「尾鷲市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の制定について」につきましては、自治体が所有する行政財産は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政目的の達成を妨げない範囲での使用を認め、使用許可により対応しておりますが、道路や公園、漁港など、条例として認めがある



ものを除き、行政財産の目的外使用時における使用料の取扱いについては、準用する基準が各所管課において統一されていないため、必要な事項を定めるものであります。

次に、8ページを御覧ください。

議案第3号「尾鷲市監査委員条例の一部改正について」につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の公布により、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責状況が新設されたことに伴い、地方自治法第243条の2が、第243条の2の2に繰り下げられるため、同条を引用している尾鷲市監査委員条例の一部を改正するものであります。

次に、10ページを御覧ください。

議案第4号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」につきましては、地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員は、制度導入前の任用形態や任用手続が自治体によって様々であったため、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行える旨の総務省通知による所要の改正であります。

次に、12ページを御覧ください。

議案第5号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」につきましては、本市の厳しい財政状況を鑑み、市長及び教育長の給与について減額措置を講じていますが、その減額期間を規定する元号を改正するものであります。

次に、14ページを御覧ください。

議案第6号「職員の給与に関する条例の一部改正について」につきましては、独自の人事委員会が存在しない本市にあつては、例年、国の人事院勧告に準拠して、給料表及びその他諸手当の改正を行ってきましたが、令和元年人事院勧告につきましては、本市財政の状況を鑑み、昨年同様、12月議会への上程を見送りました。

しかし、近隣自治体との給与格差は職員のモチベーションの低下や人材確保にも影響が出るおそれもあることから、令和元年人事院勧告を令和2年4月1日適用で準拠し、本条例を改正するものであります。

改正内容といたしましては、民間と格差のある行政職初任給を1,500円、看護職初任給を1,700円引上げ、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸についても平均で0.1%の改定率とするものであります。また、期末勤勉手当の

支給月数を0.05月分引上げ、年間支給月数を4.50月とするための改正であります。実施時期といたしましては、人事院勧告の平成31年4月とせず、令和2年4月1日とするものであります。

次に、30ページを御覧ください。

議案第7号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきましては、会計年度任用職員についても、議案第6号同様、人事院勧告を適用するための一部改正であります。

次に、50ページを御覧ください。

議案第8号「尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、改定後の地方公務員法第22条の2第1項第2号では、フルタイムの会計年度任用職員については、常勤職員と同様、給料、手当及び旅費が支給対象であることが明確化されたことに伴い、報酬が支給される職員の補償基礎額の規定に加え、給料を支給される職員の補償基礎額に係る規定を新たに整備するため、同条例の一部を改正するものであります。

次に、52ページを御覧ください。

議案第9号「尾鷲市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改正されることから、同法の条例条項を引用する本市条例について所要の改正を行うものであります。

次に、54ページを御覧ください。

議案第10号「尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」につきましては、条例に規定する診療科目名の変更で、担当医師の退職により不在となっている「呼吸器外科」を削除し、日本神経学会において変更となった「神経内科」を「脳神経内科」に名称変更するため、同条例の一部を改正するものであります。

次に、56ページを御覧ください。

議案第11号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について」につきましては、所期の目的を達成しており、対象となる職員や債務が今後において発生することがないことから、同条例を廃止するものであります。

なお、条例を廃止しても、当時の免除が有効である旨を附則において経過措置

として規定するものであります。

次に、58ページを御覧ください。

議案第12号「尾鷲市公共下水道事業特別会計条例の廃止について」につきましては、これまで地方債の償還のみ出納される会計となっていましたが、令和元年度をもって地方債が完済されたことに伴い、本特別会計を廃止するものであります。

次に、60ページを御覧ください。

議案第13号「令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から、69ページの議案第22号「令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」までの10議案について説明いたします。

本市の財政状況は、平成30年度決算における経常収支比率が県下14市中で下から3番目の98.2%となるなど、財政の硬直化と財政運営の困難さが拡大しております。

歳入面においては、昨年度の市税収入では、国全体の地方税収が増加傾向であるのに対して、本市では、人口減少、地域経済の低迷等により収入額は減少しており、今後の見通しにおいても減収が見込まれているところであります。

また、地方交付税については、国の地方財政計画において、前年度規模は確保されておりますが、地方の安定的な行財政運営に必要な総額が確保されるかは、予断を許さない状況にあります。

一方、歳出面においては、社会保障関係経費や公債費などの義務的経費が高い水準で推移することが見込まれ、財源不足のさらなる拡大が危惧されております。

これらの状況を踏まえ、本市が公表した今後5か年の財政収支見通しにおいて、令和元年度当初予算一般財源比で最低1億円以上の改善を目標額として定め、予算編成を進めてまいりましたが、制度的要素の強い新規事業等の増加により、財政調整基金等の取崩しが見通しより増える結果となりました。

こうした厳しい財政状況ではございますが、将来にわたって持続可能な行財政運営の確立を図るため、財政健全化計画に基づき、歳入確保及び徹底した歳出抑制に努め、従来の事業構築、予算形成にとらわれることなく、財政の健全化に邁進する所存でございます。

本予算については、これまでに積み重ねてまいりました様々な収支改善策により若干の成果が見え始めているものの、目標とする水準にはまだまだ遠く、将来にわたって安定した行財政運営を目指す過程において、言わば道半ば予算である

と感じているところであります。

それでは、令和2年度当初予算について説明いたします。

お手元に配付の令和2年度当初予算主要事項説明の1ページを御覧ください。

当初予算の規模は、一般会計で対前年度比4.1%増の98億4,431万円、特別会計の国民健康保険事業会計は4.2%減の23億2,436万8,000円、後期高齢者医療事業会計は5.7%増の6億4,435万1,000円、公共下水道事業会計につきましては、公共下水道整備事業債の償還が令和元年度をもって全て完了したことから皆減、企業会計においては、病院事業会計で0.4%減の50億158万7,000円、水道事業会計で1.1%減の8億3,585万7,000円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比1.6%増の186億5,047万3,000円とするものであります。

次に、一般会計歳入予算の主なものについて説明いたします。

2ページを御覧ください。

1款市税につきましては、法人税割の税率改正による法人市民税の減、家屋課税分の減少による固定資産税の減により、前年度比2.6%減の18億9,496万7,000円を計上しております。

2款地方譲与税については、令和元年度において創設された森林環境譲与税の増額より前年度比26.8%増の6,338万円を計上しております。

3款利子割交付金から5款株式等譲渡所得割交付金までは、過去の歳入実績、景気動向等を勘案し、前年度と同額を計上しております。

6款法人事業税交付金については、地域間の税源偏在性の是正を目的とした税制改正により、法人市民税法人税割の税率が引下げられ、新たに法人事業税の一部が県から交付されることになったため、1,421万2,000円を計上しております。

7款地方消費税交付金については、消費税率の改定による増額を見込み、前年度比9.3%増の3億5,100万円を計上しております。

8款環境性能割交付金については、昨年10月に創設された自動車税環境性能割に係る交付金が平年度化されることにより、前年度比127.7%増の777万4,000円を計上しております。

9款地方特例交付金については、令和元年度に限り交付された幼児教育の無償化に係る子ども・子育て支援臨時交付金分を減額し、計上しております。

10款地方交付税は、普通交付税で基準財政需要額において過去の算定実績な

などを勘案し、個別算定経費及び公債費の増額を見込み、普通交付税で1億8,900万円の増額、特別交付税は、前年度と同額を見込み、地方交付税総額で5.3%増の37億3,200万円を計上しております。

12款分担金及び負担金は、幼児教育の無償化による現年度分保育所入所保護者負担金等の減により、7,913万7,000円を計上しております。

14款国庫支出金は、児童保護措置費負担金3,207万8,000円の増額、社会資本整備総合交付金2,974万2,000円の増額などにより、前年度比8.1%増の9億2,158万4,000円を計上しております。

15款県支出金は、水産物供給基盤機能保全事業費補助金1,005万円の増額、国勢調査交付金1,222万5,000円の追加などにより、前年度比7.3%増の6億856万4,000円を計上しております。

17款給付金は、ふるさと応援給付金の増額を見込み1億5,000万円を計上しております。

18款繰入金は、財政調整基金繰入金で3億3,060万6,000円、減債基金繰入金で1億3,500万円、ふるさと応援基金繰入金で1億1,099万2,000円、都市計画事業基金繰入金で1億3,000万円の7億5,285万9,000円を計上しております。

20款諸収入は、折橋墓地移転事業に伴う補償料の減少などにより9%減の1億2,452万4,000円を計上しております。

21款市債は、本庁舎耐震改修事業債、防災行政無線デジタル化事業債等の増加により29.4%増の9億6,810万円を計上しております。

次に、一般会計歳出予算の主なものについて説明いたします。

4ページを御覧ください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、対前年度比3.8%増の46億4,878万2,000円となっております。まず、人件費は、これまで物件費に計上されておりました臨時的任用職員の賃金が会計年度任用職員報酬等になることから、12.9%増の16億3,946万4,000円を計上しております。

扶助費は、保育所運営費、児童手当の減額などにより0.5%減の17億6,668万6,000円を計上しております。

公債費は、過去に借入れた地方債に係る利率見直しなどによる利子償還金の減により0.5%減の12億4,263万2,000円を計上しております。

次に、その他の経費のうち物件費は、尾鷲市都市マスタープラン見直し業務委託料1,390万円、学校ICT環境機器借上げ料1,159万6,000円等が追加となったものの、地方自治体施行規制が改正され、歳出予算の節の区分のうち7節賃金が廃止されることから、臨時雇い賃金2億709万5,000円の皆減などにより、9%減の15億1,873万9,000円を計上しております。

補助費等は、流域防災機能強化対策事業補助金900万円の追加、三重紀北消防組合負担金で1,392万7,000円の増額などにより、3.5%増の12億5,803万6,000円を計上しております。

積立金は、みえ森と緑の県民税市町交付金基金積立金148万7,000円の追加、ふるさと応援基金積立金で3,000万円の増額により、1億5,148万7,000円を計上しております。

繰出金は、公共下水道事業特別会計繰出金で62万6,000円の皆減となったものの、紀北広域連合負担金で621万1,000円、後期高齢者医療事業特別会計繰出金で1,324万6,000円の増額などにより、2%増の11億3,471万7,000円を計上しております。

次に、投資的経費についてであります。

普通建設事業費は、補助事業費で農山漁村地域整備交付金事業費、水産基盤ストックマネジメント事業費の増額などにより、49.1%増の1億8,034万2,000円を計上し、単独事業費で本庁舎耐震改修工事請負費、防災行政無線デジタル化整備に係る工事請負費の増額などにより、36.5%増の8億4,496万の計上となり、総額で33.4%増の10億6,353万6,000円を計上しております。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

19ページを御覧ください。

これにつきましては、新年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであります。事項、期間及び限度額につきましては表のとおりでございます。

続きまして、特別会計について説明いたします。

20ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、保険給付費の減少見込みなどにより、対前年度比4.2%減の23億2,436万8,000円を計上しております。

次に、21ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、広域連合負担金の増額などにより、5.7%増の6億4,435万1,000円を計上しております。

続きまして、企業会計について説明いたします。

病院事業会計につきましては、対前年度比0.4%減の50億158万7,000円を計上しております。

業務の予定量は入院患者数が1日平均186人、年間延べ6万7,918人、外来患者数が1日平均381人、年間延べ9万2,472人を見込んでおります。

22ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、収入で45億459万1,000円、支出で42億8,985万7,000円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入で3億5,323万2,000円、支出で4億9,699万6,000円を計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,376万4,000円は、一時借入金で措置するものとしております。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

電子カルテシステム更新事業は、令和3年度に保守契約の継続ができなくなる現システムの更新を図る事業で、期間を令和3年度、限度額を3億3,000万円とするものであります。

学資貸与金は、期間を令和3年度から令和6年度まで、限度額を1,740万円とするものであります。

また、薬剤師奨学金返還支援助成貸付金は、期間を令和3年から貸付対象奨学金の返還が満了する日、または、貸付総額が540万円に達するいずれか早い日までとし、限度額を1,080万円とするものであります。

次に、23ページを御覧ください。

水道事業会計につきましては、対前年度比1.1%減の8億3,585万7,000円を計上しております。業務の予定量は、給水戸数9,238戸、年間総給水量348万9,558立方メートル、1日平均給水量9,560立方メートルを見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、収入は5億1,292万6,000円、支出は5億1,498万7,000円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入は7,295万9,000円、支出は3億2,087万円を計上し、資本的収入額は、資本的支出額に対して不足する

額 2 億 4,791 万 1,000 円は、当年度分消費税及び地方税資本的収支調整額並びに当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

続きまして、令和元年度補正予算について説明いたします。

今回の補正予算は、事業費の確定等により減額補正が主なものであります。

それでは、お手元に配付の令和元年度一般会計補正予算（第 8 号）、主要事項説明の 1 ページを御覧ください。

今回の補正予算計上は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で 3,432 万 5,000 円を減額し、国民健康保険事業会計で 846 万 5,000 円、後期高齢者医療事業会計で 1,953 万 1,000 円を追加、病院事業会計では、歳入で 843 万 1,000 円、歳出で 595 万 8,000 円をそれぞれ減額し、水道事業会計では、歳入で 250 万 5,000 円、歳出で 1,279 万 5,000 円をそれぞれ減額し、これにより各会計を合わせた予算総額を 190 億 655 万 4,000 円とするものであります。

まず、一般会計から説明いたします。

2 ページを御覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

1 款市税 2,991 万 5,000 円の増額は、市民税及び固定資産税において、現在の収納状況に鑑み、当初の見込みより調定額の増額を見込んだことなどによるものであります。

9 款地方特例交付金 3,119 万円の減額は、幼児教育無償化に係る国、県支出金との配合割合の確定に伴う、子ども・子育て支援臨時交付金見込みの修正であります。

1 2 款分担金及び負担金 255 万 1,000 円の増額は、保育所入所保護者負担金の増額見込みによるものであります。

1 4 款国庫支出金 552 万 7,000 円の増額は、幼児教育無償化に係る児童保護措置費負担金配分割合の確定により 2,200 万 7,000 円の増額、販売見込み件数の減によるプレミアムつき商品券事業費補助金 1,493 万 5,000 円の減額が主なものであります。

1 5 款県支出金 2,530 万 5,000 円の減額は、地籍調査補助金等の事業費の確定、参議院議員選挙執行委託金の精算等によるものであります。

1 7 款寄附金 5 万 4,000 円の増額は、社会福祉費寄附金として、市内の 1 団体から御寄附を頂いたものであります。



18款繰入金1,568万2,000円の増額は、三重県後期高齢者医療広域連合の前年度精算に伴う後期高齢者医療事業会計繰入金の増額であります。

20款諸収入5,840万2,000円の減額は、プレミアムつき商品券販売収入の減額が主なものであります。

21款市債2,620万円の増額は、事業費の確定による減額と過疎対策事業債ソフト分として1,940万円の追加が認められたことなどによるものであります。

次に、歳出であります。

3ページを御覧ください。

各款別の予定額は、一覧表に記載のとおりであります。ほとんどの事業において、事業費の確定等に伴う減額補正でありますので、主に増加したものについて説明させていただきます。

4ページを御覧ください。

各款共通の人件費の特別職で、副市長の退職に伴い169万5,000円の増額、一般職で途中退職による給料、職員手当等750万9,000円の減額が主なものであります。

総務費の財産管理では、今回の事業費の確定等に伴う減額に基金運用収入を加えた1億2,939万3,000円を財政調整基金に、当初予算において、都市計画事業基金を充当しておりました事業費の確定に伴う積み戻し分に、基金運用収入を加えた691万6,000円を都市計画事業基金に積み立てるものであります。

5ページを御覧ください。

農林水産業費の管理費では、会計年度任用職員への任用替えに伴う市有林作業員4名分の特別賃金として、市有林管理事業792万円の増額が主なものであります。

6ページを御覧ください。

土木費の道路維持費では、社会資本整備総合交付金事業における翌年度事業の前倒しにより、工事請負費1,545万7,000円の増額、砂防費では、急傾斜地崩壊対策事業における事業量の増額による急傾斜地崩壊対策地元負担金840万円の増額であります。

続きまして、繰越明許費補正について説明いたします。

7ページを御覧ください。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、梶賀第 1 トンネル長寿命化修繕事業、3 項河川費、急傾斜地崩壊対策事業につきましては、年度内での事業実施が困難であるため、それぞれ繰越事業として実施するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

いずれの事業につきましても、入札等による事業費の確定により、限度額をそれぞれ変更するものであります。

続きまして、特別会計について説明いたします。

8 ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、8 4 6 万 5, 0 0 0 円を増額し、歳入歳出予算総額を 2 4 億 7, 7 9 2 万 2, 0 0 0 円とするものであります。

歳入では、1 2 月までの実績等の精査により、国民健康保険税 2 6 0 万 3, 0 0 0 円の増額、受診勧奨等対象事業の増加による特別調整交付金の増加など県支出金が 8 5 6 万 3, 0 0 0 円の増額、出産育児一時金等繰入金の見込みの減による繰入金 2 7 1 万 8, 0 0 0 円の減額が主なものであります。

歳出では、出産育児一時金の見込みの減などによる保険給付費 3 7 8 万円の減額、事業費確定による保健事業費 1 4 3 万 1, 0 0 0 円の減額、財政調整基金積立金 1, 4 1 7 万 4, 0 0 0 円の増額が主なものであります。

次に、9 ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、1, 9 5 3 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算総額を 6 億 3, 6 2 9 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料 8 6 7 万円の増額、後期高齢者医療の事業運営及び基盤安定負担金等の見込額確定に伴う一般会計繰入金 4 8 2 万 1, 0 0 0 円の減額、療養給付費市町負担金前年度精算金により、諸収入 1, 5 6 8 万 2, 0 0 0 円の増額であります。

歳出では、額の確定に伴い、広域連合負担金 3 8 4 万 9, 0 0 0 円の増額、前年度療養給付費の精算による一般会計繰出金の増に伴う諸支出金 1, 5 6 8 万 2, 0 0 0 円の増額であります。

続きまして、企業会計について説明いたします。

1 0 ページを御覧ください。

病院事業会計補正につきましては、収益的収入及び支出の収入では、医業収益 1, 1 7 3 万円の減額で、実績に基づき健診収益 4 1 8 万 8, 0 0 0 円、その他医業収益 7 5 4 万 2, 0 0 0 円を減額するものであります。

支出では、医業費用1,357万7,000円の減額で、支払実績等に基づく給与費750万2,000円の減額、医療機器に係る賃借料、使用料等の実績に伴う経費499万4,000円の減額、研究研修旅費等の実績に伴う研究研修費108万1,000円の減額であります。

医業外費用242万7,000円の増額は、学資貸与金免除分239万9,000円の増額、控除対象外消費税32万8,000円の増が主なものであります。

また、資本的収入及び支出における収入では、医療機器整備事業に係る企業債で150万円の増額、学資貸与金返還金の増により、投資返還金179万9,000円の増額で、合計329万9,000円の増額であります。

支出では、建設改良費155万6,000円の増額は、医療器械購入費の増により、資産購入費393万8,000円の増額、自動火災報知設備更新工事の入札差金に伴う工事費238万2,000円の減額であります。

続きまして、11ページを御覧ください。

水道事業会計の補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、営業収益が無収給水に対する他会計負担金を10万5,000円の増額、営業外収益は受取利息の増額及び他会計補助金の減額により5万2,000円の増額であります。

支出では、営業費用が額の確定による委託料などの減額により549万1,000円の減額、営業外費用は、企業債の支払利息の減額及び消費税納付額の増額により97万円を増額するものであります。

資本的収入及び支出の収入では、給水加入金、負担金の増額及び建設改良費の減額に伴う企業債の減額により266万2,000円の減額であります。

支出では、固定資産購入費及び上水道に係る個人請負費の建設改良費が減額となり727万4,000円を減額するものであります。

また、債務負担行為では、契約額の確定により、令和2年度から令和4年度までの水道窓口及び検針収納業務委託の限度額を8,448万円に減額するものであります。

次に、議案書に戻りまして、70ページを御覧ください。

議案第23号「第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業・母子保健計画について」につきましては、平成27年に策定した尾鷲市子ども・子育て支援事業計画が計画期間の終了を迎え、児童福祉法の改正による児童虐待防止対策の強化、加えて、母子保健法の改正による子育て世代包括支援センターの設置義務など、市町村に

求められる子育て支援策が拡大していることを受けて、本市の現状と課題を再度分析、整理し、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画を策定したいので、尾鷲市議会基本条例第9条第3号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、71ページを御覧ください。

議案第24号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理の指定について」から73ページの議案第26号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」までの3議案につきましては、公の施設管理の指定管理を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理を指定する3施設ですが、議案第24号、施設の名称が尾鷲市コミュニティバス、指定管理者は三重交通株式会社、指定の期間は令和3年3月31日までの1年間であります。

議案第25号は、施設の名称、輪内高齢者サービスセンター指定管理者が社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会、指定の期間は令和5年3月31日までの3年間であります。

次に、議案第26号、施設の名称、尾鷲市民文化会館、指定管理者は公益財団法人尾鷲文化振興会、指定の期間は、令和5年3月31日までの3年間であります。

次に、74ページを御覧ください。

議案第27号「尾鷲市道路線の認定について」につきましては、法人からの土地の寄附に伴い、市内中川地内の市道路線の認定を行うに当たり、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、76ページを御覧ください。

議案第28号「尾鷲市道路線の変更について」につきましては、道路台帳更新業務において、市内北浦地内の市道北浦2号線の一部に空白部分が生じていることが判明され、その空白部分を解消するため、同路線の起点を変更いたしたく、道路法第10条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第1号「尾鷲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」から、議案第28号「尾鷲市道路線の変更について」までの28案についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第32、議案第29号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

(事務局長 朗読)

議長(濱中佳芳子議員) ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) それでは、議案第29号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」につきまして説明いたします。

議案書の78ページを御覧ください。

公平委員会委員3名のうち、黒久恭氏の任期が本年3月31日に満了となることから、黒氏の後任に、大藤恒嗣氏を選任しようとするものであります。

同氏は、人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有していることから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次ページに経歴等を掲載していますので、御参照願います。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(濱中佳芳子議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第32、議案第29号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(濱中佳芳子議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第33、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長朗読)

議長(濱中佳芳子議員) ただいま議題となりました諮問につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) それでは、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきまして説明いたします。

議案書の80ページを御覧ください。

本市の人権擁護委員は7名の委員で構成されており、そのうち、直江篤氏の任期が本年6月30日に満了となりますが、現委員であります直江氏は、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があることから、引き続き委員として再任いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次ページに経歴等を掲載していますので、御参照願います。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議題の諮問に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問につきましては人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております諮問につきましては、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第33、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（濱中佳芳子議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

（「議長、緊急動議」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） まずは、野田議員、どういった内容の動議でしょうか。

12番（野田拓雄議員） 加藤市長に対する問責決議案を提出したいと思います。

議長（濱中佳芳子議員） ただいま野田議員から、加藤市長に対する問責決議を提出

したいとの動議が提出されました。この動議の成立は、会議規則第16条の規定により、ほかに2人以上の賛成者を必要といたします。

ただいまの動議に賛成の方は挙手願います。

(挙手 3名)

議長(濱中佳芳子議員) 挙手3名でございます。所定の賛成者がございますので、本動議は成立いたしました。

次に、楠議員、どういった内容の動議でしょうか。

4番(楠裕次議員) 出口教育長の間責決議案を提出したいと思います。

議長(濱中佳芳子議員) ただいま楠議員から、出口教育長に対する間責決議案を提出したいとの動議が提出されました。この動議の成立は、会議規則第16条の規定により、ほかに2人以上の賛成者を必要といたします。

ただいまの動議に賛成の方は挙手願います。

(挙手 3名)

議長(濱中佳芳子議員) 挙手3名であります。所定の賛成者がございますので、本動議は成立いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

[休憩 午前11時52分]

[再開 午後0時13分]

議長(濱中佳芳子議員) 正午を過ぎましたが、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

お諮りいたします。

先ほど提出された動議につきましては、決議案が書面で提出されましたので、この際、発議第2号「市長に対する間責決議について」を日程に追加し、議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(濱中佳芳子議員) 御異議なしと認めます。よって、この際、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、発議第2号「市長に対する間責決議について」を日程に追加し、議題といたします。

それでは、事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)



議長（濱中佳芳子議員） ただいま議題となっております発議につきまして、提案理由の説明を求めます。

12番、野田議員。

〔12番（野田拓雄議員）登壇〕

12番（野田拓雄議員） 今般、私は、加藤市長に対し、市政運営に対する問責決議案を提出するものであります。令和2年1月31日付で、尾教総第1519号で回答した尾鷲幼稚園での3年保育の実施要請に対する回答に、市長の傲慢性並びに市民陳情内容を無視した判断と理解しております。

市長としての行政運営の軽薄さと思わざるを得ない上に、市政に対する大きな不信感を抱いています。

まず、1点目は、尾鷲幼稚園での3年保育の実施要請の意味を把握していないと考えています。すなわち、3年保育を実施していた三木幼稚園の廃園が実施予定であったため、尾鷲幼稚園の3年保育の実施慎重であったところが、同幼稚園の3年保育の実施をすべきかどうかの回答を、現在、4歳児、5歳児が通園している尾鷲幼稚園の廃園まで言及してきたことは、幼稚園教育を切望している保護者、園児の気持ちを逆なでする結果となっております。

また、市民の合意形成がなされていない同幼稚園の廃園を言い切るやり方は、誠に残念極まりない行政運営と考えております。

3年保育の実施の否かどうかを、廃園までの計画実施する判断は、一見、誠意ある行政行為と思われがちですが、その施策の持っていく方は断じて承服しかねるものであります。

また、認定こども園の実施陳情を要請していないにもかかわらず、あたかも行政として市民の要望に応えるため、認定こども園を準備しているかのごとき回答は、まるで既成事実であるかのような発言であり、市民の認識を間違った方向に誘導する行動であると思います。

市長は、どのように将来の幼児教育を考え、どのように尾鷲のまちづくりビジョンを考えているのか、理解に苦しむ行政運営と判断せざるを得ません。

2点目は、議会を通しての決定事項でもない事案を、まるで決定したかのような行政行為は、議会軽視、議会無視であり、議会、市民への暴挙であることは自明の理であり、猛省をお願いしたい限りであります。

加えて、教育委員会においては、今年1月に政策会議の開催を何回か行ったように言っているものの、議会には、どのような形で進められているかの報告もさ

れていません。そもそも日本の地方自治は、首長と議会とともに有権者の直接選挙で選ぶ二元代表制を制度の根幹に据えており、議会と首長に対し、互いに住民を代表する政治機関としての民意の反映を競い合う関係を求めています。

我々議会は、執行機関の追認機関ではないのであります。今回の行政執行部の回答は、尾鷲幼稚園3年保育の陳情として議会採択された結果と全く違うものであり、このような行政運営は、市民の行政不信を招く手法と言わざるを得ません。

最近、市長の行政運営を見る中で、副市長の突然の辞任をはじめ、尾鷲市行政の在り方に疑問を感じざるを得ない市長の尾鷲再生実現の取組は、現状程遠いものとなっております。多くの市民、特に、次世代の子育て世代が市長に託した期待を今回の尾鷲幼稚園廃園問題で気持ちを踏みにじる結果となっております。

このような理由から、市長としての資質を問わざるを得ないと判断し、今回、問責決議を要求するものであります。

以上です。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本発議に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 御異議なしと認め、本件の委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

8番、仲委員。

〔8番（仲明議員）登壇〕

8番（仲明議員） 発議第2号、加藤市長に対する問責決議について、私は、反対の立場から討論いたします。

今回提出された加藤市長への問責決議案は、何の根拠で、何の理由で問責するのか、このことにより何の意義があるのか、幾ら考えても私には理解できません。

また、問責決議は、何ら法的拘束力がありません。尾鷲幼稚園3年保育の実施についての陳情は、12月議会において賛成多数で採択されましたが、私たち議員有志は、陳情の趣旨は理解できるが、教育委員会の説明では、陳情の実行性が困難であり、状況が好転すれば実行可能である意味を込め、趣旨採択を提案した経緯があります。

なお、市長、教育長の説明は、3歳児保育については、年齢による発達の差は非常に大きく、3歳児の集団としての活動時間を十分に確保する必要がある、少なくとも10名程度の園児が確保できるような状況下での実施を検討していくと述べられており、陳情時から委員会質疑、本会議等での答弁は一貫したものであり、何ら変更がありません。

もっとも幼稚園3年保育は、以前から要望として提出されていた経過がある中、現在に至っており、実施されていない状況の下、なぜか今回は陳情として議会に提出され、教育委員会が幼稚園3年保育を実施できない教育方針を示したにもかかわらず、議会が採択したことは、このような状況をもたらしたという一端の責任は私たち議員にもあるのではないかと、このように思っております。

現在、本市においては、財政の健全化、総合病院の経営改善、おわせSEAモデルの推進、広域ごみ処理施設など重要な案件が山積みをしております。これ以上、市政を混乱させるわけにはまいりません。

また、国内では、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念され、政府では、全小、中、高に休校要請をし、既に本市でも3月2日から臨時休校になりました。市民生活や経済に及ぼす影響を最小限にとどめるため、今まさに行政と議会が車の両輪のように、それぞれの責務を果たす努力をすべきときであります。議員皆様の良識な判断を望みます。

以上です。

議長（濱中佳芳子議員） ほかにございませんか。

4番、楠議員。

〔4番（楠裕次議員）登壇〕

4番（楠裕次議員） それでは、野田議員の問責決議案の賛成の立場から討論いたします。

反対の討論者もるる申しておりましたけど、行政執行はあくまでも市民が主体、そこを受けて、市長は、行政運営上、広範な視点から俯瞰的な観点を持って運営しなきゃいけないのが、今現在、3年間、欠如しているというふうに思われます。

先日の尾鷲幼稚園PTAの陳情や要請に対しても、本年1月に庁内会議、あるいは教育委員会で集中的に会議を行うなど、その対策に翻弄されている中身の無い会議を続けて、それこそ時間と税金の無駄遣い。

また、署名活動による多くの市民の賛同を得ての要請内容に対して、尾鷲幼稚園の在り方を提示する混乱を招く市政は、市長としての市民への配慮を一顧だにしない思いやりのない市政の前途は極めて暗い。

よって、野田議員の提出した問責決議案の賛成討論とします。

議長（濱中佳芳子議員） 他にございませんか。

9番、小川議員。

〔9番（小川公明議員）登壇〕

9番（小川公明議員） それでは、加藤市長に対する問責決議に対し、反対の立場から討論に参加させていただきます。

今回の市長に対する問責決議案については、尾鷲市立尾鷲幼稚園PTAから提出のあった尾鷲幼稚園における3年保育の実施についての陳情書について、議会が採択したにもかかわらず、議会に何の相談もなく、執行部が3年保育を実施しないだけでなく、おわせ幼稚園の廃園まで踏み込んだ回答がなされたことを市長に反省すべきと問責されたものと理解いたします。

しかし、昨年12月の定例会で陳情採択した我々議会は、これまで執行部に対し、陳情内容に対する考えを聞くことがなかったこと、また、その回答内容である尾鷲幼稚園の廃園については、いつまでに廃園をするとの記載はなく、尾鷲幼稚園の在り方に対する執行部の考え方を示したものであり、市長の所信表明の中でも、尾鷲幼稚園をどうしていくかは、議会において十分議論していくと言われております。

今回の要請は、尾鷲幼稚園で本年4月から3年保育を実施していただきたいということであれば、陳情を採択した議会としても、もっと早い時期に積極的に執行部に対応を迫るべきであったと考え、市長だけに責任を問うことに反対するものであります。

また、今、コロナウイルスによる感染症拡大のリスクが高まっており、市民の不安は日に日に大きくなっております。感染拡大防止のため、各種イベントの中止、幼稚園、小中学校、高校の休校など、まさに今、緊急事態であります。

また、地場産業である漁業におきましても、高水温による漁獲量の減少、魚価の低迷に加え、今回のコロナウイルスによる感染症により、都市部の中央市場に

おいても、魚価の低迷だけでなく、安くても売れない状況、競りの崩壊が起きており、漁業の経営にかなりの影響が出ております。

今後、尾鷲において、漁業だけではなく、様々な業種に経済的な影響が出るのではないかと、今後の行方に不安を感じていると思われまます。

市民の命と暮らしを守ることが議会、行政の責務です。尾鷲市としてやらなければならないことがたくさんあります。この緊急事態に議会、執行部が一丸となるときではないでしょうか。市民の不安解消のため、市長が先頭に立って、議会と協力をし、正確な情報発信をすることが最も重要ではないでしょうか。

このことから、市民がコロナウイルスによる感染症に不安を感じている緊急時に、市政に対する信頼が損なわれるような市長に対する問責決議案には到底理解することができず、反対とするものであります。御賛同いただきますようお願い申し上げます、私の反対討論とさせていただきます。

議長（濱中佳芳子議員） 他にございませんか。

3番、奥田議員。

〔3番（奥田尚佳議員）登壇〕

3番（奥田尚佳議員） 私は、発議第2号「市長に対する問責決議について」、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

今、仲議員のほうから反対討論が先ほどありました。それで、12月議会のとときに実行が不可能だからということで趣旨採択をしたという話がありました。

でも、私は、果たして実行不可能なのかということに対して疑問があるんですよ。というのは、この3月末で三木幼稚園が閉園になるということで、4月から尾鷲幼稚園を3年保育にしても、先生方、何人かいらっしゃると思うんですけど、1人来ていただいたら済む話でございますし、教室も十分問題ないと。おもちゃも必要なら持ってきてもらったらいいと、三木幼稚園からという話がありますので、何ら問題ないんですよ。

むしろ私は、今、問題山積ですよ。市長もいろんな公約を掲げられました。公約を掲げられた上に、いろんなことを言われていますよね、SEAモデルやいろんなこと。でも、なかなか進んでいない状況の中で、尾鷲幼稚園の3年保育をやることって非常に容易なことだと思うんですよ。ですので、僕はすぐやったほうがいいんじゃないかなというふうに思うわけでございます。

それと、仲議員、それから小川議員が今言われましたけれども、新型コロナウイルスのことを言われました。でも、これは私は直接関係ないような気がするん

ですよね。これは確かに大変です。大変な状況で、これは先頭に立って市長にやってもらわなきゃいけない。だからこそ猛省を促したいんですよ。こういうふうな、突然、尾鷲幼稚園を、2年を3年にしてほしいというPTAの方々の要望がある中で、それはしないと断った上に、さらに廃園にするなんて、そんな市民に対して冷たい、保護者の方々に冷たい行政であってはいけないと思いますので、むしろ私は今猛省をしていただきたいというふうに思うわけでございます。

それと、小川議員のほうからも、議会軽視、無視ということは言われていましたよね。だからこそしないでほしいんですよ。違います、失礼しました。

今、大変な状況だから、議会と一緒にやらないかと言われてきたけれども、でも、議会軽視、議会無視をされている状況なんですね、今。箒口令を敷かれて、1月中は全然議会のほうにも情報が入ってこなかった。まさか、私も1月31日にPTAの方々に報告された後、議長室のほうへ市長と教育長、関係課長が来て、その回答を初めて見て、私はびっくり仰天しました。

というのは、認定こども園なんて議論もしていないのに、来年4月がやると。それと、尾鷲幼稚園廃園なんて、僕は信じられませんでした。

私は、1月31日に議長室へ、もう言葉もなかったものですから、血も涙もないですねと。血も涙もない教育行政ですねということを申し上げました。

市長に対して、6,358人という署名をどう思っていますかということをお聞きしたんですけれども、きちんとした回答はなかったんですけど、市長に対して、私はそのときに6,358人というのは、子供の数も何百か入っていますよ、何百か入っていますけれども、解職請求ですね。市長の、整数は違えますよ。署名の意味が違えますけれども、市長のリコール請求できる署名の数なんですよ、これ。十分達成できるんですよ。そのぐらいの数字であります。だから、そのぐらいの数字だから、なのにかかわらず、こういうふうな極端な傲慢な回答をされるということに対しては、私は言葉がなかったです。方針を示しただけだというふうに言われていますけれども、先ほど申し上げたように、本当に箒口令を敷いてやる必要はありますか。

本当に大事なことですから、私は、教育委員会の会議が1月22日に開かれたということなんですけれども、皆さんの場合、市民の方々が関心の高いことです。委員会室でワンセグで流して、オープンにしてやったらいい話じゃないですか。それも非公開でやり、本当に完全な箒口令を敷いて言わなかった。

それで、勝手に公表されて、新聞にも載ってしまって、遺憾だったなんて、こ

の前の委員会、2月19日に言われていましたけれども、公表されるのは分かっているじゃないですか。

ということは、やっぱり野田議員も先ほど言われたように、既成事実のごとく進めようとしたんじゃないかというふうに勘ぐってしまうわけでございます。これはやっぱり2年前の2月の一部地元紙に、ごみ焼却施設、尾鷲市は発電所跡地に決めたという報道をぱーんと流したのか、新聞社が勝手に書いたのか知りませんよ。市民の方も議会もそうですが、びっくりして、ええっと思いますけれども、その既成事実をつくる、その手法と同じじゃないかと僕は思うわけでございます。

僕がもう一つ申し上げたいのは、3年保育をやらないということに対して、やらないならやらないでいいと思うんで、それに加えて、尾鷲幼稚園を廃園にするなんて、これを見ていると、私は10月以降、パワハラ問題がありましたけれども、何か、自分に背く者、刃向かってくる者は徹底的に潰してやるぞというようなニュアンスに取れるんですよ、非常にこれ。非常に傲慢だと、私はそういうメッセージにしか聞こえませんが、そういう印象を強く持っている一人であります。

今、本当に尾鷲市は、子育て支援やら、先ほど言っていました。定住、移住とか、いろいろ言っています。言っている割には、今住んでいる、定住している人の保護者を含めた市民の方々が不満を持つようなことを平気でやる。そして、一応定住ということ掲げていながら、こんな選択肢もないような勝手なことをぼんとやって、誰が尾鷲市に来てくれるんですか。僕は、このやり方というのは、先ほど申し上げたように、パワハラと同じなんですよね、これ。弱い者いじめとしか僕は思えないんですよ。

(発言する者あり)

3番(奥田尚佳議員) はい、分かりました、もう終わりますので。

3歳児の子たちが尾鷲幼稚園へ行きたいという子がいるんですから、先ほどの尾鷲市民憲章のありましたよね、3番目に。未来を担う子らを健やかに育て、夢と希望あふれるまちをつくりましようと言っているのに、3歳児の子が幼稚園へ行きたいと言っているのに、押しつけて、幼稚園には行かんでええと。認定こども園にするんやとか、そういうふうなね。何で子供たちの希望や夢を奪うのかと、そういう行政でいいのかというふうに強く思うわけでございます。

教育委員会の、この前、1月22日の議事録を拝見しましたが、その中で、ある教育委員の方が言われています。6年ほど前に引本幼稚園の2年保育に希望

した方が1人で、それを紀北町はどうしたかという、船津幼稚園をわざわざ1年から2年保育に変えて面倒を見てくれたというふうな状況であります。

それに比べて、尾鷲市というのは何なんだと。こんなに子供たちに、少子化だから切り捨てるんだというような感じなんですけれども、私は、少子化だからこそ、今、次代を担う子供たちのためにきちっとした対応を、最低限のことを私はしていただきたいというふうに思うわけでございます。

ついでに申し上げますけれども、先ほど私はリコールに値すると申し上げましたけれども、これは有権者の3分の1です。有権者は、昨日現在1万5,480ですから、3分の1で5,160。ですから、今回の署名は6,358です。何百人かは子供がいると思いますけれども、明らかに有権者の3分の1を超えています。だから、そのぐらいの数字だと、そのぐらいの思いだということをなぜ分からないのかという気がしてなりません。

議長（濱中佳芳子議員） 奥田議員、注意申し上げます。言論の品位を保っていただきますようよろしくお願いいたします。

3番（奥田尚佳議員） すみません、もう終わります。

この65年の尾鷲市政、65周年を迎えますけれども、この中で、尾鷲市の最高意思決定機関である尾鷲市議会が陳情採択したものを真っ向から否定、無視したというのは今回が初めてらしいです。これは委員会でも申し上げましたよね。まだやっていない部ものはありますよ。でも、真っ向から否定、無視したのは今回が初めて。こういうことがあるということは、やっぱり議会軽視を乗り越えた議会無視であります。

それで、先ほど小川議員が言われたように、一緒になって頑張ってやっていきましょうよなんて、どうですか、そんなやっていけますか、今の時点で。やっぱり今の時点で、市長に猛省をしてもらわないことには、一緒になんかやっていけませんよ。それで、一つだけ、皆さん、誤解があるかもしれませんが、尾鷲幼稚園に園児がいないわけじゃないんですよ。今も5歳児が11人、年長が。上の子が11人、その人が9人、20人いるんです。この4月からも、5歳児、7人、4歳児、7人、14人いるんですよ。14人もいるんですよ。1学年10人いないから廃園だなんて、誰が決めたんですか。だったら、矢浜小学校はどうなるんですか、向井小学校はどうなるんですか。統合した賀田小学校だって、1年生、3年生は6人しかいませんよ。そういう状況の中で、じゃ、矢浜小学校、向井小学校、賀田小学校も来年から廃校にするんですか。そんな保護者にも意見も聞か



ず、先生方の意見も聞かず、勝手に決めてしまうんですか。

議長（濱中佳芳子議員） 奥田議員、議題外にわたっておりますので、御注意申し上げます。

3番（奥田尚佳議員） 分かりました。

ですので、私は、今回のやり方は非常に乱暴だと思いますし、それともう一点だけ、76人のうち73人が市内の保育園に申し込んでいるといいますけど、それは3年保育の選択しかないからなんですよ。3年行こうと思って、これ、アンケートはいつしたのかな。12月1日ですか。

さっきも言いましたけれども、3年保育の選択肢しかないのに、行きたいんなら保育園しかないじゃないですか。それを理由に、幼稚園へ行く子がいないって、潜在的な幼稚園へ行きたいという子がどれだけいるのかということは把握したんですか。それもしていないということでございます。

ですので、これは8月に陳情が出ているわけですから、もう半年以上たっていますよ。そのくらいのアンケートを取るとか、潜在的なニーズがどれだけあるのかぐらいは、僕はやるべきだったのじゃないかと思うわけです。

本当にいろいろ申し上げましたけれども、先ほど所信表明の中にも、尾鷲幼稚園をどうしていくかは、議会で十分議論していただきたいと市長は言われましたけど、結論ありきじゃないですか。市長が決めたことを教育委員会も全部結論ありきで決めてしまっている、そういう状況であります。

それなのに、今さら所信表明に、これから議会で十分していただきなんて、冗談じゃないですよ。

そういう意味で、いろいろ申し上げましたけれども、今回、私は、発議第2号、市長に対する問責決議案につきまして、市長に猛省を促したいという意味で、賛成討論とさせていただきます。

議長（濱中佳芳子議員） 他にございませんか。

5番、上岡議員。

〔5番（上岡雄児議員）登壇〕

5番（上岡雄児議員） 私は、加藤千速市長に対する問責決議に対し、反対の立場から討論に参加させていただきます。

問責決議とは、市長や議員の適当な発言や言動に対し、ふさわしくない、責任を問う必要があると議会が判断した場合に提出されるというふうに記載されていることを私は存じております。ここにおられる方も多分全員が存じられていると

思うんですけども、そのときに、今回、加藤市長、執行部からPTAに対する回答の文書の中に私も心外な部分が多くありました。委員会でもちょっと声が高くなってしまいましたけれども、私たちは、認定こども園に対しても、幼稚園のことも、私は特に教育委員も3年半しておりましたので、以前からよく存じています。ただ、この回答の言葉に対しては、一般の方は、細かいところまでよく御存じないです。ですから、もっともっと分かりやすい文章で回答していただきたいというふうに申し上げました。そのときには、これからは気をつけますというふうに言っていただきましたので、問責を出すまでにはないと私は思います。

今回の陳情や要請につきましては、再度申し上げますけれども、尾鷲幼稚園で本年4月から3年保育を実施していただきたいというものでした。少子化が進む本市にあって、幼稚園の園児数は減少の一途をたどっており、年少、年中クラスの削減や宮ノ上幼稚園の廃園を経て、令和2年度の園児数は、尾鷲幼稚園の年中、年長合わせて14名まで減少してきました。

また、昨年実施された保育所の入所申込みでは、3歳児の入所申込者は、市内の3歳児数76名に対し73名となっております。

教育委員会としても、このような現状を思慮する中、PTAの要請に対する回答を迫られたものであり、陳情を採択した議会としても積極的に議論の場を持つべきではなかったのでしょうか。もっともっと議会で、今回賛成の方、私を含めて反対の方、もっともっと議論をしなければいけなかったのではないかと私は思います。

今定例会の市長の所信表明にもありました。これは、今まで私たちがやってきたことを多分市長も考えていただいたんだと思います。幼児教育の在り方でも十分に説明し、十分に議論していきたいというのが所信表明の中に入っております。

今回、回答内容について、市長の責任を問うのであれば、我々議員も反省しなければならない点があると考えます。

また、現在、先ほどからも他の議員の方も言うておられますけれども、コロナウイルスが全国で発症し、死亡者も出ています。どこで発症してもおかしくない現状です。この議会の議場でも発生してもおかしくない現状です。

政府は、2月27日、全国全ての小中学校の臨時休校の要請を行い、尾鷲市でも幼稚園、小学校、中学校が3月2日月曜日から臨時休校となっております。私の孫も大阪で臨時休校、家におります。母親はパートに出られません。そういう状況です。尾鷲市にもたくさんの方がおられると思います。子供たちは、学校に

行きたくても行けません。御父兄の方々は、子供たちのことが心配です。今日現在も相当の混乱が生じていると思います。市の職員は、子供たちのため、御父兄のためには何ができるのか、一生懸命考え、努力していただければなりません。議員も今こそ行政と協力していかなければならないと思います。

しかし、私は今、市長問責が提出されたことにより壇上におります。議員の皆様、このような現状でいいのでしょうか。私は歯がゆくて仕方がありません。ぜひ良識のある御判断をいただきたくお願いいたします。これで終わります。

議長（濱中佳芳子議員） 他にございませんか。

7番、村田議員。

〔7番（村田幸隆議員）登壇〕

7番（村田幸隆議員） 先ほど来から賛成と反対の討論が行われておりますけれども、結構大きな声で賛成討論をやられた方もおりますので、さぞかし市長も猛反省をしておるんだらうなと思っておりますけれども、私は、発議第2号の尾鷲幼稚園保育の不実施と幼稚園廃園に係る加藤市長問責決議について、反対の立場で討論に参加をいたしたいと思っております。

問責、責任を問い詰めると解釈をするものであります。首長に対して問責決議を行うときは、執行機関において不祥事、あるいは行政執行に不作為行為等でのことであると私は理解をしております、また、一方では、町と議会の対立により発生するものであると思っております。

以上のことから、今回の問責決議案の中には、明確に提出する根拠は乏しいように感じられるのであります。その理由は、まず、執行部の不祥事、不作為行為はあるとは思えなく、また、議会と執行部との対立においては、一部議員だけのことで議会全体の意思ではなく、議会と執行部の対立ではありません。人間の個々の思い、感情、判断は異なるものであり、様々ではありますが、対立しているのではなく、一方的に感情的になった上での今回の問責提出ではないかと思うところであります。

問題の尾鷲幼稚園の3年保育については、委員会でも教育長と市長は、現状では、幼稚園の健全保育は無理であると何回も答弁をされておることであり、執行部が現状では無理という答弁を聞いておりながら、無理を承知で強引に採択をした議会にも責任があるのではないかと思います。

しかも、採択をしてから、執行部に対し、議論もしていないではないですか。無理と言っていることを強引に採択をして、責任を問うということはあまりにも

理不尽だと思うところであります。私は、認定こども園も含めた幼児教育の在り方も議論するべきと思っておりますが、そのために趣旨採択を提案しましたが、それも無理でありました。そして、採択に踏み切った。しかも、採択した後は、父兄への回答を撤回せよの一点張りであります。なぜ、それに代わる対案や前向きな10年、20年先を見通した議論ができないのか。今こそ我々が真剣に考えるべきではないでしょうか。

P T Aから提出をされた6,358人の署名については、十分にその重みを感じ取っております。かといって、撤回、撤回という声高に言うことが本当に6,358名の要望に応える議会の姿でしょうか。現状を見極め、6,358名の署名者に対し、形は変わるにせよ最善の策を見だし、議論していくことこそが議員の務めであると考えるところであります。

また、執行部においては、議会に何の報告もなく、ともすればいかにも問題外と取れるような回答の在り方は猛省をすべきであります。今回の執行部の回答も、ある意味、理不尽だと判断されても仕方のないお粗末さでありました。

しかし、この問題とて、執行部から議長に全協で話をしたいと申し入れており、結果として何の報告もされなく、いきなりP T Aに対し回答したということになりますし、議会の対応もまずかったのではないかと反省をしなければいけないところがあると思います。

回答においては、紛らわしいことを書くのではなく、きちっと精査をした書き方にするべきで、強く反省を求めるところであります。

また、採決をした案件であっても、その時々市の財政状況や環境により実現が遅れたり実現できないものがあることは、議員である以上、御承知のことではありますが、それに一步でも近づくために、案件実現に向けての基礎づくり、環境整備に努力をしなければいけません。現在まで陳情の結果を調べました。平成20年5月26日から見てみますと、今回の陳情も含めて14件あります。しかし、3件については実現をしておりません。これらについては、財源的な問題、生活環境の問題、社会的環境の問題、現状内容等々、様々における事情によるものであります。一例を挙げると、平成25年12月4日に提出をされた市民室内25メートル温水プール建設設置についての陳情については、8,000人を超える署名が提出をされ、議会も平成25年12月20日に採択をしましたが、財源や場所等の様々な問題があり、いまだ建設のめどさえ立っておりません。

しかし、これまでプール利用者においては、他町のプール利用の際の補助金等、

暫定的に希望者に対し、代替案として工夫を凝らしておるのであります。

今回の陳情においては、現児童数での集団教育が不可能であるという明らかな理由が存在をするところでありますけれども、ただただ、撤回するというだけでなく、さきにも申し上げましたが、代替案を考え、どうすればPTAの方々の理解を得ることができるのか。また、市としても、現状でPTAの要望に少しでも近づけられるのかということを考えるべきであります。そのためには、PTAの方々に認定こども園とはどういうものなのかと、保育園、幼稚園の幼児教育での役割や用語と仕組みを十分に理解をしてもらう必要があるのであります。

こういったことも執行部としてはぜひ努めてやらなければいけません。今回の執行部の回答は、これらを除外しての回答であり、一連の行動の後の回答でないと、一連の行動を起こした、一連の作業を行った後での回答でないと、こういう事態になってしまうということも十分に反省をして、行政推進のための手順を怠るやり方は理解できないということも私は道理であると考えます。

しかし、今回の幼稚園での発言は、認定こども園は、将来的な見地に立った場合、当然考えていかなければならないことであります。これは5年前だったが、私も提案をしておりますけれども、それとは別に市でも既に検討しておったということでもあります。今回のこの回答については、ざっくり言うと市長の方針を示したことであり、今後、認定こども園も含めて検討していかなければいけない。その中で廃園という言葉が一人歩きをして今回のような大騒動になったわけでありましてけれども、その辺のところは分かりやすく回答すべきだったと私は思っております。将来的にもし認定こども園ができるとすれば、幼稚園、保育園、これらをどうするのかということも含めて、場合によっては廃園ということもあり得るだろうと。そういうことであれば、父兄の方も理解をされるかも分かりませんが、廃園という言葉が一人歩きしておりましたから、こういう事態になったんだということを特に反省をしていただきたいと思うものであります。

しかし、市長の方針を示したことでありますから、私は、そういう反省をしていただかなくてはならないけれども、それをもって問責には至らないと判断するところであり、また、平素の議会への対応についても、時より不適切であるところもありますけれども、特に問責まで至らないと判断をするものでありまして、市長就任1期目、2年半であります。問責提出をされたということだけでなく、これまでのことを自問自答していただき、全てにおいて考え、反省するべきは反省するべきであります。しかし、市長就任から2年半であり、いまだ市政の成果

が出るまでに至っておらず、まさに途上であります。今までの市長で、これだけ様々な行動を起こした市長はいるでしょうか。私は、その行動と成果をもう少しじっと議会も見定めるべきだと思います。これだけ財源が疲弊した市の中で、市民全体のために財源を確保するためには、思い切った市政推進をしなければならず、冷血と討論でありましたけれども、決してそうではなく、市政建て直しに努力をしていると思っております。

したがいまして、今回の問責については、両方の意味からも問責に値をしないと私は判断いたしますので、今回、反対討論に参加をさせていただいた次第でございます。

議長（濱中佳芳子議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより市長に対する問責議決についてを採決いたします。

お諮りいたします。

この採決は起立によって行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 御異議なしと認めます。よって、本件は起立によって採決いたします。

なお、本件は、過半数議決であることを念のため申し添えます。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立同数）

議長（濱中佳芳子議員） 起立同数であります。ただいま報告いたしましたとおり、可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件について、議長は可決と裁決いたします。

次に、発議第3号「不適切な教育長の事務執行に関する問責決議について」を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 御異議なしと認めます。よって、この際、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

それでは、発議第3号「不適切な教育長の事務執行に関する問責決議について」

を日程に追加し、議題といたします。

それでは、事務局長をして、発議の朗読をいただきます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長（濱中佳芳子議員） ただいま議題となっております発議につきまして、提案理由の説明を求めます。

4番、楠議員。

[4番（楠裕次議員）登壇]

4番（楠裕次議員） それでは、発議第3号「不適切な教育長の事務執行に関する問責決議案について」提出させていただきます。

昨年8月20日付、尾鷲市幼稚園PTAから提出された尾鷲幼稚園での3年保育の実施について（陳情）が受理され、第3回定例会の行政常任委員会で審議の結果、継続審議となり、第4回定例会において、常任委員会及び本会議で賛成多数により採択されたものです。

その後、市長及び教育長は、何ら尾鷲幼稚園PTAに対して対応しないことから、署名活動を行い、約6,300名を超える市民の方々から賛同を得て、尾鷲幼稚園の3年保育の実施について（要請）を行ったにもかかわらず、その回答は、要請もしていない尾鷲幼稚園の在り方を回答文に記載し、3年保育を実施しないための言い訳に終始し、教育長の責務を放棄しているものである。

教育長の使命は、教育委員会の会議を総理し、会議の主催者として迅速な情報提供や会議の招集と会議の透明化、原則として議事録を作成し、公表することとされています。にもかかわらず、会議を公開しないように誘導するなど、教育委員会制度改革に逆行する行為は断じて許せるものではありません。

また、今回の事案が発生してから慌てて県担当に認定こども園に関する相談をし、姑息な手段として、回答内容について箝口令を敷いて、尾鷲市幼稚園PTAの回答の前に、尾鷲幼稚園の在り方を一部の方に説明するなど、既成事実を企てる行為、行動、また、在園PTAの保護者の方には、幼児教育を民間委託すると発言、ここまでの行為は、行政執行の政策会議の決定をうのみにして、政治的中立でなければならない立場にありながら、執行権限は教育長に保留されていることを放棄するものであります。

さらに、幼児教育の大切さも単に幼児数に偏った考え方は、すなわち教育長は、就学前幼児教育を行わず、無責任と感じざるを得ません。教育委員会や行政執行

部は、地方自治の趣旨にのっとり、幼児保育並びに住民の福祉の増進を図ることが最大の責務であります。

今後の教育運営をはじめとする行政行為は、住民サービスの低減を行うことになりかねないことから、特に教育長に対して問責決議を要求するものであります。以上。

議長（濱中佳芳子議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本発議に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 御異議なしと認め、本件の委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

8番、仲議員。

〔8番（仲明議員）登壇〕

8番（仲明議員） 発議第3号、出口教育長に対する問責決議について、私は、反対の立場から討論いたします。

今回提出された出口教育長への問責決議は、何の根拠で、何の理由で問責するのか、このことに何の意義があるのか。また、今、楠議員が言われた不適切な教育長の事務執行とは何か、全く理解をできません。また、問責決議は何ら拘束力はありません。

教育長は、行政常任委員会及び本会議において、陳情時からの答弁は一貫したものであり、教育方針に何ら変更がありません。幼稚園PTAの回答においては、幼稚園教育は認定こども園で実施することとする。認定こども園は、令和3年4月1日の設置を目指す。幼稚園は、認定こども園が設置される前年度に入園の募集を停止し、その年度をもって廃園とするとあり、今後の幼稚園教育の方針を示したものであり、廃園ありきではありません。また、在園児と保護者の意向にも



十分配慮するとしております。

このように、保護者の不安を解消する幼稚園の在り方を示し回答していることから、何ら問責されることはないと判断をしております。議員皆さんの良識な判断を望みます。

以上です。

議長（濱中佳芳子議員） 他にございませんか。

10番、南議員。

〔10番（南靖久議員）登壇〕

10番（南靖久議員） 私は、発議第3号、教育長に対する問責決議案に賛成の立場から討論に参加させていただきます。

先ほど楠議員から提出及び提案されました教育長問責決議案に至るまで、私も自分なりに新型コロナウイルスの影響で、本市教育委員会が所管する幼稚園を含む小中学校が、3月2日から3月15日までの期間、臨時休校、休園とする大変な時期の中での教育長問責決議案の提出につきましてはいささか疑問を抱きましたが、辞職勧告ではなく、問責決議、すなわち今回の一連の事案に対して、政治的に公平かつ中立的な立場を堅持しなければならない尾鷲市教育委員会の最高責任者である教育長としての不適切な対応に猛省を促す意味において、私は、今回、問責決議案に賛同をさせていただきました。

今回、尾鷲幼稚園PTA会長、大川晋右さんほか3名から、令和元年度第3回定例市議会に提出された尾鷲幼稚園における3年保育実施についての陳情は、付託された常任委員会で一度継続審査となり、継続審査期間中に陳情者の方々を常任委員会に来ていただいて、その趣旨を聴取し、令和元年度第4回定例会にて、常任委員会及び本会議にて賛成多数で採択をされております。

しかし、議会が子育て支援の一つとして陳情の趣旨を妥当と判断しているにもかかわらず、尾鷲幼稚園3年保育に対する市及び教育委員会としての回答は、陳情者や議会を全く無視したもので、長い歴史と伝統ある尾鷲幼稚園の存続そのものを否定するものでありました。

その回答は、申すまでもなく、同園は令和3年4月1日をもって廃園とし、本市の幼稚園教育は、認定こども園で実施するとした思いもよらぬもので、3年保育実施の陳情に賛成した同僚の議員とともに、一度も議会や尾鷲幼稚園のPTAの皆様に対して、相談説明することなく、教育委員会として、一方的に下した情け容赦ない回答に、私たちはただただ驚きを隠すことができなかつたもので、同

園の関係者の皆様の心中を察すると言葉に表せない怒りと深い悲しみが込み上げてきました。

申すまでもなく、請願、陳情は、議案とは違い、陳情においては、もちろん陳情そのものを議決するものではなく、陳情された市民などの願望に対して、議会は同感の意を表し、その趣旨を取り上げるのが採択であるものと私は深く認識しております。

しかし、請願、陳情の多くは、議会全体で処理されるものが少なく、大部分が市、または他の執行機関の処理を待つことから見ても、陳情者の願いを議会として保障することができないのは現実で、二元代表制の一翼を担う議会、または議員にとっても相当重要視されるのが請願、陳情の採択であります。

市及び教育委員会からの回答文書によると、多くの市民の署名や尾鷲市議会においても、3年保育実施についての陳情、採択は大変重く受け止めていますと書かれているものの、合意決定に至るまでの教育委員会としての役割はとても信じ難いもので、令和2年1月22日に開催された第10回尾鷲市教育委員会の会議録を見る限り、尾鷲幼稚園の3年保育に関する議題について、市の同園に関する在り方についての政策会議の方針を説明したものであり、独立機関の教育委員会としての独自性を全く感じ取ることができず、一部の委員を除き、教育委員会そのものが政策会議の諮問機関、または追認機関のような議論しかなされてなく、そのように感じたのは私だけでしょうか。

尾鷲幼稚園の在り方や認定こども園等については、以前から議員の一般質問や委員会審査の中で多少の議論が交わされていたのは事実ですが、今回の回答にある今後の幼稚園教育は認定こども園で実施するとの決定は、まさに青天の霹靂でありました。

昨年、第4回定例会の常任委員会における陳情審査の際に、尾鷲幼稚園における3歳児保育の実施について、同園は、今後、無償化等の影響も勘案され、それに伴う園児数の減少等が考慮されることから、幼稚園そのものの存続が危ぶまれ、1クラス10人程度が望ましい姿だと出口教育長が発言をしております。

私の記憶によると、昨年6月定例会の同常任委員会で、同陳情の審査のとき、前二村教育長は、同園の在り方については、平成18年度、3月31日をもって廃園とした宮ノ上幼稚園の例を挙げて、1クラス5名、5名を基本に、全体で10名を割るようであれば、関係者の意見を十分聞きながら、廃園に向けての検討を考えなければならないとし、それが教育委員会の考え方だと明確に述べられて

おります。

しかし、出口教育長は、陳情継続から3か月が経過もしない中で、同園の在り方については、1クラス10名が望ましいと判断基準を変更したことは、教育委員会の合意事項なのか甚だ疑問であります。

また、認定こども園の設置に向けて、市の方針や考え方は、行政常任委員会での陳情審査の際には全く説明をされていなく、委員会審査の中でも、委員からも尾鷲幼稚園に代わる認定こども園等の代替案は提案もされていなかったのが現実であります。

令和3年4月1日設置を目指すとされる認定こども園の運営方針についても、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地域裁量型の四つの類型が存在しますが、教育委員会の方向性を同園関係者や議会に一度たりとも報告したことがないにもかかわらず、いきなり本市の幼稚園教育は認定こども園で実施するので、それに伴い尾鷲幼稚園は廃園とする回答には、我々議員としても到底理解できるものではなく、社会の宝である子供たちに寄り添った思いやりある教育行政を望む私たちも全くもって不本意で、同園関係者の方々の深い悲しみとその失望は計り知れないものだとして改めて痛感をいたしているところであります。

今回の議案の結果に、私自身の議員としての力量不足は当然ながら、議決機関としての議会の果たす役割の限界も強く感じました。

当然として、議員の最大の使命は、地方自治法第96条で定められている議決権の行使をするためにも、今後は、提案される議案等においては、もっともっと議会としてチェック機能を高め、審査もより深め、議会、または議員として、機能の向上を目指すことも必要であると自身痛感をいたしました。

平成13年に小泉内閣が発足した最初の所信表明の演説の結びで、米百俵の故事を引用し、明治初期、厳しい状況下にあった長岡藩に、救援のため、米100俵が届けられたが、当時の指導者は、米100俵は当座をしのぐために使ったのではなく、数日でなくなるとし、米100俵を将来の千俵、万俵として生かすために、明日の人づくりのために学校設立資金に使い、その結果、設立された学校は、後に多くの有能な人材を育て上げたことは皆様御存じのところだと思います。

少子高齢化や長引く地域経済の低迷により、本当に厳しい財政状況の本市ではありますが、今の痛みに耐えて、子供たちや子育て支援のために明日をよくしようとする米百俵の精神こそが今の尾鷲市に最も必要なことではないでしょうか。

しかしながら、今回下した執行部の一方的な回答は、市民不在の政治及び議会

軽視そのものであると言わざるを得ません。尾鷲幼稚園の3年保育の実施についての要請に対する回答内容は、議会議員としても到底理解でき得るものではなく、断固として回答の白紙撤回と教育長の猛省を強く求め、教育長問責決議案に対しての私の賛成討論といたします。

各議員におかれましても御理解の上、御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（瀨中佳芳子議員） 他にございませんか。

9番、小川議員。

〔9番（小川公明議員）登壇〕

9番（小川公明議員） 発議第3号「不適切な教育長の事務執行に関する問責決議について」に対し、反対の立場から討論に参加させていただきます。

今回の教育長に対する問責決議案については、尾鷲市立尾鷲幼稚園PTAから提出のあった尾鷲幼稚園における3年保育の実施についての陳情書について、議会が採択したにもかかわらず、議会に何の報告がなく、3年保育の実施をしないだけでなく、議会の議決が必要な尾鷲幼稚園の廃園にまで踏み込んだ回答がなされたことは、議会軽視と言わざるを得ない。このことについて、教育長に対する問責決議が出されたと理解をいたします。

しかしながら、執行部の示した尾鷲幼稚園の在り方については、考え方、方針を示したものであり、先月の行政常任委員会においても、尾鷲幼稚園の廃園については議会の承認が必要であるため、議会に諮りたい旨の説明がありました。

また、この尾鷲幼稚園の在り方については、3年保育をするしただけではなく、本市の将来の幼児教育の展望を鑑みて、認定こども園の設置や認定こども園ができるまでは保育所において3歳児を受け入れるとするこれまで先延ばしにしてきたところまで触れていることは、幼児教育を担う教育委員会、尾鷲市としては必要な責務があると考えます。

尾鷲幼稚園の廃園については十分な議論がなされず、拙速過ぎるといった点は反省すべきではありますが、全体を通して評価できるものであると考えます。

このことから、教育長に対する問責決議案については到底理解することができず、教育長に責任を問うことに反対するのであります。

以上、私の反対討論とさせていただきます。

議長（瀨中佳芳子議員） 他にございませんか。

6番、三鬼和昭議員。

〔6番（三鬼和昭議員）登壇〕

6番（三鬼和昭議員） 発議第3号、教育長に対する問責決議案に対し、賛成討論を行います。

先ほどの南議員同様に、新型コロナウイルス感染対策で、教育委員会においては、子供たちを守るために陣頭指揮を取られ、その重責を考えると、このタイミングでの問責決議については若干のためらいもございましたが、そう言いながらも、この私におきましても、週末、民間の方が、低学年であるとか、独り親家庭の児童の居場所について相談をされ、そういった取組もさせていただいたことをお話しさせていただきます。

先般、議会に開示された教育委員会の議事録を読み、各人の発言をあからさまにするわけにはいきませんが、文部科学省が示している教育委員会は、首長、長から独立した行政委員会として、1、政治的中立の確保、2、継続性、安定性の確保、3、地域住民の意向の反映という基本方針を度外視していることや地方自治法による二元代表制の主軸の一方である議会の議決案件、正式には議決事件と申しましょうか、に対する取扱いの粗略さを痛感し、賛成討論をせざるを得ないと強い思いから述べさせていただきたいと思います。

本問責決議案が提出されることとなったのは、尾鷲幼稚園における3年保育の実施について、令和元年第3回定例会に、尾鷲幼稚園PTA、大川晋右会長ほか3名より当議会に陳情されるも、付託された行政常任委員会で審議未了となり、継続審査期間における陳情者よりの聞き取りを行い、第4回定例会において、同常任委員会及び本会議で採択されました。また、本年1月8日には、同会長等により、1、三木幼稚園での3年保育を、令和2年4月に尾鷲幼稚園へ移行すること、2、陳情、尾鷲幼稚園における3年保育の実施についてが議会で賛成多数で採択されたことを真摯に受け止め、早急に実施すること、3、子供たちが幼稚園か保育園かを選べる権利を保障すること、これらの事項を記し、市民6,358人の署名を携え、表記の要請を市長と教育長にされています。

本市において、幼稚園の在り方の議論は、平成2年12月に尾鷲市立小中学校適正規模・適正配置検討委員会が組織され、諮問を受けた同検討委員会は、17回にも及ぶ会議開催やアンケートの実施等を行い、その結果として、平成3年9月に、尾鷲市における幼稚園、小中学校の適正規模及び適正配置についてとして答申された中で、1度だけ尾鷲幼稚園の在り方について検討をされています。

顧問を務めた三重大学教授のアドバイスや検討委員の半数が学識経験者及び教

育関係者という専門分野を担っていた方が占めた同検討委員会の答申で、幼稚園の再編については、全園児童10名以下を検討対象とすると答申されています。

実は、私もこの検討委員会の委員として名を連ねており、当時の教師及び教師経験のある学識経験者の代表する委員の皆さんが、教育の大切さや少数になっても地域との関わりを考慮した検討をすべきと重みのある発言に敬服したことがいまだに私の脳裏に焼き付いています。

そして、この検討会以降、尾鷲幼稚園の在り方について、保護者を交えた公での議論はされた記憶がありません。

また、現在の尾鷲市の指針である第6次総合計画で、おわせ人づくりをキーワードとして、子育て、教育、人材育成からまちづくりへと尾鷲の未来像を描いています。そういったことから、第1期の尾鷲市子ども・子育て支援事業計画では、未就学児への支援として、保育園、幼稚園において、良質で多様な保育・教育の提供に努めるとともに、地域での見守りなど、未就学児一人一人に対する支援の充実に努めることが必要と行政自ら定義づけていますし、同じく尾鷲市教育ビジョンにおいても、就学前教育の充実に掲げていますが、1月31日に尾鷲幼稚園PTA、大川晋右会長等に回答した文面には、上記に掲げられている本市の基本理念や方針を軽視したがごとく、未就学児への支援に疑問を持つ文面であり、ましてや尾鷲幼稚園の廃園については、議会としても全く寝耳に水でもあったことからです。

2月13日に私たち議員有志4人で、加藤市長及び出口教育長に対し、尾鷲幼稚園での3年保育の実施要請に対する撤回の申出をした際に、私たちは、地方自治法が定める市長、執行機関と議会という二代表制を象徴し、本市市民が共有する条例である尾鷲市議会基本条例を取り上げ、この条例が議会運営の最高規範を示すもので、第7条では、市長に対し、政策形成過程の説明要求をすることを定義づけていることから、議決を要する事件でもあり、既に検討され、12月に開催された令和元年第4回定例会で行政常任委員会に示された尾鷲市第2期子ども・子育て支援事業計画案において、主要施策として掲げられている保育・教育サービスの充実欄に認定こども園の名称は一切なく、全くの整合性を持っていないことを指摘させていただき、尾鷲幼稚園の廃園等も記された尾鷲幼稚園PTA、大川晋右会長等への回答内容について、断固として白紙撤回を求めさせていただきました。この指摘した尾鷲市第2期子ども・子育て支援事業計画案は、同月15日に開催された行政常任委員会において、認定こども園という文言を主要施策

に付け加えるなど、教育委員会の先走った慎重性を欠く議論につじつまを合わせなくてはならなかったことや、認定こども園の類型や尾鷲市が直接運営するものなのか、それとも民間委託なのかといった議論も全くなく、3年保育を行わないという結論ありきで尾鷲幼稚園の廃園を急ぐなど、教育長としての独立性、中立性を欠く、全くお粗末な教育行政運営のありさまを露呈しています。

また、現在本市が取り組まれているおわせSEAモデル構想等の活性化策の根幹は、若い世代の就労の場をつくることであり、同時に子育て支援の強化を高めることや定住、移住者等も併せ、育児や教育不安を解消することにあります。

よって、財政再建策での結論としての尾鷲幼稚園の廃園等であるとか、3年保育をしないという議論などであれば、もう少し親身をもって、尾鷲幼稚園PTA、大川晋右会長等への回答を一度白紙撤回し、鷲幼児園における3年保育を検討、実施され、幼保育の選択肢を保障されることや、これからの尾鷲幼稚園の在り方についても、市民、行政、議会が一体となって議論し、本市にふさわしい子育て、未就学児教育の在り方や将来像について、時間をかけて構築されることを強く要望するとともに、出口教育長の猛省を強く求め、本問責決議案に対する賛成討論といたします。議員各位におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 他にございませんか。

5番、上岡議員。

〔5番（上岡雄児議員）登壇〕

5番（上岡雄児議員） 発議第3号、出口教育長に対する問責決議案についてに対し、反対の立場から討論に参加させていただきます。

ただ、今回、この討論には参加させていただくんですけども、問責が出てくるのが急でした。何で問責を出されるのか。私は、今まで教育委員会がやってきたこと、そんなに問責が出るほどのことではないと思っております。ですから何で出てくるのかが分かりませんでしたので、どういう言葉で返せばいいのか。読まずにもできますけれども、読まずにやれば何分でも何時間でもかかってしまいます。

（発言する者あり）

5番（上岡雄児議員） いえ、簡潔に。ちょっと黙って。

議長（濱中佳芳子議員） 静粛に。

5番（上岡雄児議員） 先ほどから30年前の話をされていました。でも時代は変わ

ります。尾鷲の現状、これだけの人口減、30年前に誰が予想したでしょうか。その時代時代が変わります。教育委員会も一生懸命議論を重ね、全体の児童がよくなるように、一人一人、また全体が、児童が、生徒がよくなるようにと議論をしていただいていると思います。

今回の教育長に対する問責決議案について、尾鷲市立尾鷲幼稚園PTAから提出のあった尾鷲幼稚園での3年保育の実施についての回答については、教育委員会で決定すべき事項ではありますが、それ以前に開催された政策会議で決定した内容がそのまま教育委員会に諮られ、その内容を追認した結果と見受けられる。これでは、教育委員会は、市長部局から独立した機関ではなく、追認機関ではないかとの指摘がありました。

ただ、教育委員会も市民の方から選ばれている人たちではないです。市民の方々から議員ではないです、教育委員会の委員は。一般の方々です。教育委員会で議論した在り方の素案は、政策会議であったかもしれませんけれども、何かを議論する場合、案や方向性を示したものが必ず必要です。教育委員会の議事録を拝見しますと、活発な議論がされております。とても追認機関であると感じさせられるものではありません。

教育委員会は合議制であるため、賛成、反対が数でもって決するのは当然であり、教育委員会で審議された決定については、我々議員としても尊重すべきであると思います。

もう一つ言っておきたいです。教育委員会で採決というのはあまりありません、実際のところ。当初予算を上程するとき、教育委員会として、教育委員は採決を取りますけれども、あまりこういうので取ることはありません。というのは、教育委員会は、執行機関ではないです。教育委員会で決めたことがそのままできるものではありません。今までも幼稚園の話合いは何度かありました。9名、10名いるときに教育委員会ではやっていただきたいと言ったこともあります。

それが、もう6年か7年前です。多分、名前を言うとまずいですけれども、ここにおられる議員さんの中でも、かなりの方が知っておられると思います。でもそのとき、執行機関である行政は何も回答していただかなかったということです。でも賛否は取っていません、そのときに教育委員会は。今回は迫られました、何月何日に日にちを切られて。この状態であれば賛否を問う状態であったと私は理解しております。ですから、この決定に対して不手際があったと感じるところはないと思います。



また、内容についても、本市における将来の幼児教育の展望を鑑みた認定こども園の設置についてまで触れており、幼児教育を担う教育委員会、尾鷲市としては必要な責務であると考えます。尾鷲幼稚園の廃園については、十分な議論がされず、拙速過ぎるといった点は反省すべきではありますが、全体を通して評価できるものであると考えます。

このことから、教育長に対する問責決議案については到底理解することができず、教育長に責任を問うことに反対するものであります。御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます、私の反論討論とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（濱中佳芳子議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第3号「不適切な教育長の事務執行に関する問責決議について」を採決いたします。

お諮りいたします。

この採決は起立によって行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（濱中佳芳子議員） 御異議なしと認めます。よって、本件は起立によって採決いたします。

なお、本件は、過半数議決であることを念のため申し添えます。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立同数）

議長（濱中佳芳子議員） 起立同数。

起立同数であります。ただいま報告いたしましたとおり、可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件について、議長は可決と裁決いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

以後、会期日程表のとおり、明日3月4日から3月8日までを休会とし、9日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午後 1時46分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 上 岡 雄 児

署 名 議 員 三 鬼 和 昭